

# 第6回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会

## 参考資料

参考資料1 がん診療連携拠点病院の整備について（平成20年3月1日付け  
健発第0301001号厚生労働省健康局長通知） ······ 1

参考資料2 がん診療連携拠点病院の指定更新等に向けた留意事項について  
(平成21年6月22日付け厚生労働省健康局総務課がん対策推進  
室事務連絡) ······ 12

参考資料3 平成22年度がん診療連携拠点病院の指定推薦書の記載方法及び  
指定要件についてのQ&A（平成21年10月14日付け厚生労働  
省健康局総務課がん対策推進室事務連絡） ······ 19

参考資料4 各都道府県におけるがん対策予算の執行状況等について（第11  
回がん対策推進協議会 資料5-3） ······ 28

写

健発第0301001号  
平成20年3月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

## がん診療連携拠点病院の整備について

我が国のがん対策については、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」（平成19年6月15日閣議決定。以下「基本計画」という。）により、総合的かつ計画的に推進しているところである。

がん診療連携拠点病院については、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の均てん化を戦略目標とする「第3次対がん10か年総合戦略」等に基づき、その整備を進めてきたところであるが、基本計画において、更なる機能強化に向けた検討を進めていく等とされていることから、「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」を開催し、指定要件の見直し等について検討を進めてきたところである。

今般、この検討会からの提言を踏まえ、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（以下「指針」という。）を別添のとおり定めたので通知する。

については、各都道府県におかれましては、指針の内容を十分了知の上、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、がん診療連携拠点病院の推薦につき特段の配慮をお願いする。

また、指針に規定する「新規指定推薦書」等については、別途通知するので留意されたい。

おつて、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成18年2月1日付け健発第0201004号厚生労働省健康局長通知）は、平成20年3月31日限り廃止する。

# がん診療連携拠点病院の整備に関する指針

## I がん診療連携拠点病院の指定について

- 1 がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。以下同じ。）は、都道府県知事が2を踏まえて推薦する医療機関について、第三者によって構成される検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認めるものを指定するものとする。
- 2 都道府県は、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、当該都道府県におけるがん診療の連携協力体制の整備を図るほか、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院にあっては、都道府県に1カ所、地域がん診療連携拠点病院にあっては、2次医療圏（都道府県がん診療連携拠点病院が整備されている2次医療圏を除く。）に1カ所整備するものとする。ただし、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、この限りでないものとする。なお、この場合には、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画との整合性にも留意すること。
- 3 国立がんセンター中央病院及び東病院は、この指針で定めるがん診療連携拠点病院とみなし、特に、他のがん診療連携拠点病院への診療に関する支援及びがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成等の役割を担うものとする。
- 4 厚生労働大臣は、がん診療連携拠点病院が指定要件を欠くに至ったと認めるとときは、その指定を取り消すことができるものとする。

## II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

### 1 診療体制

#### （1）診療機能

##### ① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供

ア 我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。）その他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。

イ 我が国に多いがんについて、クリティカルパス（検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。）を整備すること。

ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、キャンサーボード（手術、放射線療法及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。）を設置し、定期的に開催すること。

② 化学療法の提供体制

ア 急変時等の緊急時に（3）の②のイに規定する外来化学療法室において化学療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保すること。

イ 化学療法のレジメン（治療内容をいう。）を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委員会は、必要に応じて、キャンサーボードと連携協力すること。

③ 緩和ケアの提供体制

ア （2）の①のウに規定する医師及び（2）の②のウに規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。

イ 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。

ウ アに規定する緩和ケアチーム並びに必要に応じて主治医及び看護師等が参加する症状緩和に係るカンファレンスを週1回程度開催すること。

エ 院内の見やすい場所にアに規定する緩和ケアチームによる診察が受けられる旨の掲示をするなど、がん患者に対し必要な情報提供を行うこと。

オ かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師がアに規定する緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。

カ 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備すること。

④ 病病連携・病診連携の協力体制

ア 地域の医療機関から紹介されたがん患者の受入れを行うこと。また、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。

イ 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線療法又は化学療法に関する相談など、地域の医療機関の医師と相互に診断及び治療に関する連携協力体制を整備すること。

ウ 我が国に多いがんについて、地域連携クリティカルパス（がん診療連携拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。）を整備すること。

エ ウに規定する地域連携クリティカルパスを活用するなど、地域の医療機関等と協力し、必要に応じて、退院時に当該がん患者に関する共同の診療計画の作成等を行うこと。

## ⑤ セカンドオピニオンの提示体制

我が国に多いがんについて、手術、放射線療法又は化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン（診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。）を提示する体制を有すること。

### (2) 診療従事者

#### ① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

ア 専任（当該療法の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他の診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該療法に従事している必要があるものとする。以下同じ。）の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専従（当該療法の実施日において、当該療法に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該療法に従事していることをいう。以下同じ。）であることが望ましい。

イ 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専従であることが望ましい。

ウ (1) の③のアに規定する緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専従であることが望ましい。

(1) の③のアに規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。また、常勤であることが望ましい。

エ 専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

#### ② 専門的な知識及び技能を有するコメディカルスタッフの配置

ア 専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。

専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。

イ 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。

(3) の②のイに規定する外来化学療法室に、専任の化学療法に携わる

専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師については、専従であることが望ましい。

ウ (1) の③のアに規定する緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。

(1) の③のアに規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師及び医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。

エ 細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置することが望ましい。

### ③ その他

ア がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常に推進する観点から、各診療科を包含する居室等を設置することが望ましい。

イ 地域がん診療連携拠点病院の長は、当該拠点病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。なお、当該評価に当たっては、手術・放射線療法・化学療法の治療件数（放射線療法・化学療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。）、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。

## （3）医療施設

### ① 年間入院がん患者数

年間入院がん患者数（1年間に入院したがん患者の延べ人数をいう。）が1200人以上であることが望ましい。

### ② 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置

ア 放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。

イ 外来化学療法室を設置すること。

ウ 集中治療室を設置することが望ましい。

エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。

オ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けることが望ましい。

### ③ 敷地内禁煙等

敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。

## 2 研修の実施体制

(1) 原則として、別途定める「プログラム」に準拠した当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を毎年定期的に実施すること。

(2) (1) のほか、原則として、当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師

等を対象とした早期診断及び緩和ケア等に関する研修を実施すること。なお、当該研修については、実地での研修を行うなど、その内容を工夫するよう努めること。

- (3) 診療連携を行っている地域の医療機関等の医療従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的に開催すること。

### 3 情報の収集提供体制

#### (1) 相談支援センター

①及び②に掲げる相談支援を行う機能を有する部門（以下「相談支援センター」という。なお、相談支援センター以外の名称を用いても差し支えないが、その場合には、がん医療に関する相談支援を行うことが分かる名称を用いることが望ましい。）を設置し、当該部門において、アからキまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、相談支援センターについて積極的に広報すること。

① 国立がんセンターがん対策情報センター（以下「がん対策情報センター」という。）による研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置すること。

② 院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。

#### <相談支援センターの業務>

ア がんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供

イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び医療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び医療従事者に関する情報の収集、提供

ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介

エ がん患者の療養上の相談

オ 地域の医療機関及び医療従事者等におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供

カ アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談

キ その他相談支援に関すること

#### (2) 院内がん登録

① 健康局総務課長が定める「標準登録様式」に基づく院内がん登録を実施すること。

② がん対策情報センターによる研修を受講した専任の院内がん登録の実務を

担う者を1人以上配置すること。

③ 毎年、院内がん登録の集計結果等をがん対策情報センターに情報提供すること。

④ 院内がん登録を活用することにより、当該都道府県が行う地域がん登録事業に積極的に協力すること。

(3) その他

① 我が国に多いがん以外のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有し、及び標準的治療等を提供している場合は、そのがんの種類等を広報すること。

② 臨床研究等を行っている場合は、次に掲げる事項を実施すること。

ア 進行中の臨床研究（治験を除く。以下同じ。）の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。

イ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。

### III 特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件について

医療法第4条の2（昭和23年法律第205号）に基づく特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合には、Ⅱの地域がん診療連携拠点病院の指定要件に加え、次の要件を満たすこと。

1 組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し放射線療法を行う機能を有する部門（以下「放射線療法部門」という。）及び組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し化学療法を行う機能を有する部門（以下「化学療法部門」という。）をそれぞれ設置し、当該部門の長として、専任の放射線療法又は化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師をそれぞれ配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。

2 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院等の医師等に対し、高度のがん医療に関する研修を実施することが望ましい。

3 他のがん診療連携拠点病院へ診療支援を行う医師の派遣に積極的に取り組むこと。

### IV 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について

都道府県がん診療連携拠点病院は、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担い、Ⅱの地域がん診療連携拠点病院の指定要件に加え、次の要件を満たすこと。ただし、特定機能病院を都道府県がん診療連携拠点病院として指定する場合には、Ⅲの特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件に加え、次の要件（1を除く。）を満たすこと。

1 放射線療法部門及び化学療法部門をそれぞれ設置し、当該部門の長として、専

任の放射線療法又は化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師をそれぞれ配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。

- 2 当該都道府県においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師・薬剤師・看護師等を対象とした研修を実施すること。
- 3 地域がん診療連携拠点病院等に対し、情報提供、症例相談及び診療支援を行うこと。
- 4 都道府県がん診療連携協議会を設置し、当該協議会は、次に掲げる事項を行うこと。
  - (1) 当該都道府県におけるがん診療の連携協力体制及び相談支援の提供体制その他のがん医療に関する情報交換を行うこと。
  - (2) 当該都道府県内の院内がん登録のデータの分析、評価等を行うこと。
  - (3) がんの種類ごとに、当該都道府県においてセカンドオピニオンを提示する体制を有するがん診療連携拠点病院を含む医療機関の一覧を作成・共有し、広報すること。
  - (4) 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整を行うこと。
  - (5) 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有すること。また、我が国に多いがん以外のがんについて、地域連携クリティカルパスを整備することが望ましい。
  - (6) IIの2の(1)に基づき当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成すること。

## V 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について

- 1 既にがん診療連携拠点病院の指定を受けている医療機関の取扱いについて
  - (1) 「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成18年2月1日付け健発第0201004号厚生労働省健康局長通知）の別添「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に基づき、がん診療連携拠点病院の指定を受けている医療機関（以下「既指定病院」という。）にあっては、平成22年3月末までの間に限り、この指針で定めるがん診療連携拠点病院として指定を受けているものとみなす。
  - (2) 都道府県は、既指定病院を平成22年4月1日以後も引き続きがん診療連携拠点病院として推薦する場合には、推薦意見書を添付の上、平成21年10月末までに、別途定める「指定更新推薦書」を厚生労働大臣に提出すること。
  - (3) Iの1及び2、IIからIVまで並びに3の(2)及び(3)の規定は、既指定病院の指定の更新について準用する。

## 2 指定の推薦手続等について

- (1) 都道府県は、I の 1 に基づく指定の推薦に当たっては、推薦意見書を添付の上、毎年 10 月末までに、別途定める「新規指定推薦書」を厚生労働大臣に提出すること。また、地域がん診療連携拠点病院を都道府県がん診療連携拠点病院として指定の推薦をし直す場合又は都道府県がん診療連携拠点病院を地域がん診療連携拠点病院として指定の推薦をし直す場合も、同様とすること。
- (2) がん診療連携拠点病院は、都道府県を経由し、毎年 10 月末までに、別途定める「現況報告書」を厚生労働大臣に提出すること。

## 3 指定の更新の推薦手続等について

- (1) I の 1 の指定は、4 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- (2) (1) の更新の推薦があった場合において、(1) の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその推薦に対する指定の更新がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその指定の更新がされるまでの間は、なおその効力を有する（I の 1 に規定する第三者によって構成される検討会の意見を踏まえ、指定の更新がされないときを除く。）。
- (3) (2) の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。
- (4) 都道府県は、(1) の更新の推薦に当たっては、推薦意見書を添付の上、指定の有効期間の満了する日の前年の 10 月末までに、別途定める「指定更新推薦書」を厚生労働大臣に提出すること。
- (5) I の 1 及び 2 並びに II から IV までの規定は、(1) の指定の更新について準用する。

## 4 指針の見直しについて

健康局長は、がん対策基本法第 9 条第 8 項において準用する同条第 3 項の規定によりがん対策推進基本計画が変更された場合その他の必要があると認める場合には、この指針を見直すことができるものとする。

## 5 施行期日

この指針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、II の 3 の (1) の①及び II の 3 の (2) の②については、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。また、II の 1 の (1) の④のウについては、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## がん診療連携拠点病院の整備に関する指針 (定義の抜粋)

### 1 我が国に多いがん

肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。

### 2 クリティカルパス

検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。

### 3 キャンサーボード

手術、放射線療法及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。

### 4 レジメン

治療内容をいう。

### 5 地域連携クリティカルパス

がん診療連携拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。

### 6 セカンドオピニオン

診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。

### 7 専任

当該療法の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該療法に従事している必要があるものとする。

### 8 専従

当該療法の実施日において、当該療法に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該療法に従事していることをいう。

**9 年間入院がん患者数**

1年間に入院したがん患者の延べ人数をいう。

**10 放射線療法部門**

組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し放射線療法を行う機能を有する部門をいう。

**11 化学療法部門**

組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し化学療法を行う機能を有する部門をいう。

事務連絡  
平成21年6月22日

各都道府県がん診療連携拠点病院担当課 御中

厚生労働省健康局総務課  
がん対策推進室

## がん診療連携拠点病院の指定更新等に向けた留意事項について

「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成18年2月1日付け健発第0201004号厚生労働省健康局長通知。以下「旧指針」という。）に基づき、平成19年度までにがん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の指定を受けていた医療機関については、平成21年度末までの間に限り、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日付け健発第0301001号厚生労働省健康局長通知。以下「新指針」という。）に規定する拠点病院として指定を受けているものとみなしているところですが、平成22年度以降も引き続き指定を希望する場合は、平成21年10月末までに、新指針に規定する所定の要件を充足した上で、指定に係る更新申請を行う必要があります。

つきましては、別紙のとおり、新指針に基づく更新等に向けた留意事項を取りまとめましたので、本年10月末までに、新指針に基づき適切に更新等の手続きを行っていただくようお願い致します。

照会先：健康局総務課がん対策推進室  
鶴田、添島  
TEL 03-3595-2185 FAX 03-3595-2169  
mail:soejima-satomi@mhlw.go.jp

【総論】

1. 新指針に定めるとおり、都道府県がん診療連携拠点病院は、都道府県に1カ所、地域がん診療連携拠点病院は、2次医療圏（都道府県がん診療連携拠点病院が整備されている2次医療圏を除く。）に1カ所整備するものとする。ただし書き（「ただし、当該都道府県におけるがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、この限りでないものとする。」）は、1つの2次医療圏に複数の医療機関が拠点病院として指定される可能性を積極的に認める規定ではない。

なお、2次医療圏数を超える数の医療機関が拠点病院に指定されることとなる場合については、

- ① 2次医療圏数を超える数の医療機関が拠点病院に指定されることによる、当該医療圏や都道府県のがん診療体制における相乗効果が、都道府県の推薦意見書に数値目標などを用い記載されていること、
  - ② 2次医療圏数を超える数の医療機関を拠点病院に指定する理由として、単に人口が多いということだけでなく、がん患者の通院圏域、拠点病院の機能的役割分担、隣接する医療圏との関係等について、都道府県において説明があること、
  - ③ 都道府県は、拠点病院の運営が適切に行われるための体制を確保するよう努めること、
- が必須である。

2. 2次医療圏数を超えて拠点病院の推薦を行う場合には、都道府県内におけるがん診療体制及び各拠点病院の役割等について再整理するとともに、その検討結果を都道府県の推薦意見書に記載すること。

3. 拠点病院の推薦に当たっては、過去の「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」の資料及び議事録を参考にすること（検討会のHPのURL→<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other.html#gansinryo>）。

4. 新規推薦及び指定更新については、推薦締切の10月31日の時点で新要件を充足している必要があり、例えば、平成21年度内に充足すればよいものではない。

5. 例年、申請締め切り日の10月31日を過ぎてからの提出や調整が生じるケースが見られるが、新規指定及び更新業務を円滑に行うため、10月31日までに当室との調整等を終えていただくよう御願いする。

※以下、「Ⅱの1の(1)の①のア」といった記号は、新指針における項目を指す。

### 【診療体制】

1. Ⅱの1の(1)の①のア、イ、Ⅱの1の(1)の④のウ、Ⅱの1の(1)の⑤については、我が国に多いがんすべてについて整備されていることをもって、要件充足となる。

### 【緩和ケアの提供体制】

1. Ⅱの1の(1)の③のアに規定する「組織上明確に位置付ける」とは、具体的には、院内規定の制定、院内組織図等による明示等の方法であっても差し支えない。
2. Ⅱの1の(1)の③のイに規定する「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制」とは、医師による全人的な緩和ケアを含めた専門的な緩和ケアを提供する定期的な外来であり、疼痛のみに対応する外来や診療する曜日等が定まっていない外来などは含まない。また、外来診療日については、外来診療表等に明示し、患者の外来受診や地域の医療機関の紹介を円滑に行うことができるよう配慮すること。

### 【診療従事者】

1. 「専従」及び「専任」とは、当該医療機関における当該診療従事者が、「専従」については「8割以上」、「専任」については「5割以上」、当該業務に従事している者をいう。

#### ※「専従」が必須要件となっている診療従事者

病理診断に携わる医師、診療放射線技師、緩和ケアチームにおいて緩和ケアに携わる看護師

#### ※「専任」が必須要件となっている診療従事者

放射線療法に携わる医師、化学療法に携わる医師、緩和ケアチームにおいて身体症状の緩和に携わる医師、放射線治療機器の精度管理等に携わる技術者、化学療法に携わる薬剤師、外来化学療法室において化学療法に携わる看護師

2. 「常勤」とは、当該医療機関が定める1週間の就業時間のすべてを勤務している者をいう。ただし、当該医療機関が定める就業時間が32時間に満たない場合は、常勤とみなさない。

#### ※「常勤」が必須要件となっている診療従事者

診療放射線技師、放射線治療機器の精度管理等に携わる技術者、化学療法に携わる薬剤師、

外来化学療法室において化学療法に携わる看護師、緩和ケアチームにおいて緩和ケアに携わる看護師

※常勤の定義

「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」（平成10年6月26日付け健政発第777号・医薬発第574号、厚生省健康政策局長・医薬安全局长連名通知）の別添「常勤医師等の取扱いについて」の3（2）「病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する」（他の従業者について本規定準用）との規定に基づいている。

3. 「専門的な知識及び技能を有する」とは、必ずしも特定の研修の受講や専門医資格の保有等を必須要件とするものではない。

【医療施設】

1. IIの1の（3）の②アに定める「放射線治療機器」とは、リニアック、マイクロトロン又はサイバーナイフ（体幹部及び頭頸部への照射が可能なものに限る。）をいう。リニアックについては、平成21年10月末までに設置されていることが必要であるが、やむを得ず設置が間に合わない場合、平成21年10月末日までに一定の設置に係る行為（業者との契約等）が行われており、かつ、平成22年3月末日までに設置が完了する場合においては、当室あて相談されたい。
2. IIの1の（3）の③に定める「敷地内禁煙の実施等」とは、たばこ対策について積極的に何らかの取組を行うにあたっての例として示したものであり、敷地内禁煙の実施を必須要件とするものではない。

【研修】

1. IIの2の（1）に定める「プログラム」とは、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）の別添1を指すものであり、当該プログラムに基づく研修が、平成21年10月末までに、少なくとも1回以上開催されている必要がある。また、平成21年10月末以降については、毎年定期的に実施し、その実施状況について現況報告において報告すること。
2. IIの2の（1）に定める「早期診断及び緩和ケア等に関する研修」とは、少なくとも「早期診断」及び「緩和ケア」について、それぞれ実施することが必須である。

## 【相談支援】

1. 相談支援センターの相談員は、平成21年10月末日までに、国立がんセンターが実施する「相談支援センター相談員基礎研修（1）」及び「同（2）」を修了しているとともに、うち1名については「相談支援センター相談員基礎研修（3）」を修了している必要がある。このため、平成21年10月末日までに、当該職員に研修会を受講させること。
2. 相談支援センターの業務として掲げているⅡの3の（1）のアからキの業務は、そのすべてについて実施されていることが必須である。
3. 相談支援センターにおける相談件数の数え方について、標準的な方法を下記のとおりお示しするので、今回の申請以降は本方法にて相談件数を数えるようお願いする。

### ※相談件数把握の目的

相談支援センターの相談件数は、その活動状況を把握するための指標として、一日ごとの利用者数を把握することにある。

なお、相談支援センターの相談件数とは、相談支援センターに所属している者が、相談支援センターの業務として、相談者に対応した件数である。

#### （1）対象

- ①相談支援センターに問い合わせのあった相談をすべて対象とする。
- ②相談者の件数をカウントする。
- ③問い合わせには、1) 患者本人、2) 家族・親戚、3) 友人・知人、4) 一般市民、5) 医療関係者等のいずれの場合も含まれる。

#### （2）カウントの方法

- ①同日に同一相談者が、相談支援センターを複数利用した場合には、その度に1件とカウントする。

例1) 複数の相談者（患者と娘）が、一緒に相談支援センターを利用した場合…1件

例2) 複数の相談者（患者と娘）が、ある日の午前中に、一緒に相談支援センターを利用し、その日の午後3時に、再度患者と娘で相談支援センターを利用した場合…2件

例3) 複数の相談者（患者と娘）が、ある日の午前中に、一緒に相談支援センターを利用し、その日の午後3時に、娘だけ再度、相談支援センターを利用した場合…2件

例4) 複数の相談者（患者と娘）が、ある日の午前中に、一緒に相談支援センターを利用し、その次の日に再度患者と娘で相談支援センターを利用した場合…2件

- ②相談支援センターが相談を受けて、その対応のために、各部署や他機関等に問い合わせをする場合には、相談支援センターの相談件数のカウントに含まない。

③窓口で相談員や事務担当者、ボランティア等が振り分け業務をしている場合については、カウントしない。

#### 【院内がん登録】

1. 3の(2)の①に定める「標準登録様式」とは、「がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式について」(平成18年3月31日付け健習発第0331001号厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知)<sup>(※)</sup>に定める様式である。

(※)最終改正：「がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式に係る改正等について」(平成18年9月7日付け健総発第0907001号厚生労働省健康局総務課長通知)(以下「改正版」という。)

2. がん登録実務者については、国立がんセンターが実施する「院内がん登録初級者研修」を修了している必要がある。このため、平成21年10月末日までに、当該職員に研修会を修了させること。

なお、当該研修修了者は、専任(当該実務者の当該業務への就業時間が5割以上であること)である必要がある。

3. 院内がん登録のがん対策情報センターへの情報提供については、「改正版」又はそれに準拠する国立がんセンターにおいて提示されている「標準登録様式2006年度修正版」の様式を用い、平成19年症例を平成21年3月に提出していること。ただし、提出できなかった場合は、提出できなかった具体的理由について記載した理由書及び別途定める様式による調査票を提出する必要がある(様式及び提出期限については別途連絡)。また、予後調査の実施状況についても情報提供することが望ましい。

なお、平成20年2月8日及び平成21年4月1日指定の拠点病院について、平成19年は院内がん登録を行っておらず、同年症例が提出できない場合には、その旨を回答する必要がある(様式及び提出期限については別途連絡)。

#### 【特定機能病院について】

1. 放射線治療部門及び化学療法部門の長は、それぞれ専任かつ常勤の医師であること。

#### 【都道府県がん診療連携拠点病院について】

1. 放射線治療部門及び化学療法部門の長は、それぞれ専任かつ常勤の医師であること。

## 【施行期日について】

1. IIの3の(1)の①「がん対策情報センターによる研修を受講した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置すること」及びIIの3の(2)の②「がん対策情報センターによる研修を受講した専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること」については、平成22年4月1日から施行することとしているので、平成21年10月末の申請時までに充足する必要がある。
2. IIの1の(1)の④のウ「我が国に多いがんについて、地域連携クリティカルパスを整備すること」については、平成24年4月1日から施行することとしているので、平成23年10月末の申請時までに充足する必要がある。

## 【その他】

1. 今般の新型インフルエンザの発生に伴い、急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域及び感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域の拠点病院については、当該地域において集会等の自粛が行われている等の事情により、新指針の2の(1)から(3)に定める各種研修会の開催が困難となった場合は、当該事情の詳細な説明の上、開催を予定していた研修会の開催要綱及び今後の開催計画を提出することにより、緩和措置を講じる可能性があるので、当室あて相談されたい。
2. その他、新規及び更新申請について、新型インフルエンザの発生に伴い特段の支障が生じる場合は、早めに当室あて相談されたい。

事務連絡  
平成21年10月14日

各都道府県がん診療連携拠点病院担当課 御中

厚生労働省健康局総務課  
がん対策推進室

平成22年度がん診療連携拠点病院の指定推薦書の  
記載方法及び指定要件についてのQ & A

「平成22年度がん診療連携拠点病院の指定の推薦手続等について」(平成21年9月1日付健総発0901第1号)に基づき、がん診療連携拠点病院の指定を希望する場合は、平成21年10月末までに、推薦書を紙媒体及び電子媒体(CD-R)で提出いただくことをお願いしているところです。各都道府県のご担当者様より寄せられました、推薦書の記載方法及び指定要件についての質問に対する回答を、【別添1】及び【別添2】のQ & A集に取りまとめて回答いたします。推薦手続きにあたり、ご参考にしていただきますようお願いいたします。

照会先：健康局総務課がん対策推進室  
鶴田、登美(担当)  
TEL 03-3595-2185  
03-5253-1111(内4604)  
FAX 03-3595-2169  
mail:mhlw-cancer@mhlw.go.jp

## がん診療連携拠点病院 新規指定・指定更新推薦書・現況報告書 記載方法Q&amp;A集

番号	箇所	質問	回答
1	表紙	表紙のページ数の入力ができません。	ロック解除してください。
2	表紙	ロックの解除を行い入力してみましたが、表紙シートの頁が上手く入力できません。具体的には、 ・「連絡先」の頁に「1」が入力できない。 ・1項目に複数のページがある場合、頁欄に「1～5」のような形での入力 ができない。 逆に複数のページになる場合の入力の仕方がありましたらご教示下さい。	表紙が1ページとなるので、連絡先には2を入力してください。 複数ページの場合は、先頭のページのみを記載してください。
3	様式4	様式4の冒頭に「平成21年9月1日時点について記載」と示されていますが、6月22日付の事務連絡では、指定要件は、「10月31日の時点で新要件を充足している必要があります」と記載されており、事務連絡の趣旨と矛盾するように思います。 様式4を記載するうえでは、あくまで平成21年9月1日時点の記載ということでしょうか。	様式4の冒頭に記載しているとおり、「平成21年9月1日時点について記載」いただきますようお願いします。 ただし、指定要件に関連する項目で、平成21年9月1日時点で未整備であって10月31日までに整備・実施されることとなっている事項についてはその旨がん対策推進室にご一報の上、10月31日時点について記載してください。
4	様式4	記載上の留意事項についての4に「様式4について～必ず〇を記入すること」とありますが、「様式4については、結果的に網かけのあるところ以外は、空欄がない状態になる。」という解釈でよろしいでしょうか？	空欄がない状態にしてください。

## 【別添1】

5	様式4	様式4について、特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定について本県では、特定機能病院が都道府県拠点病院となっております。 その場合の記載事項についてご教示ください。がん診療連携拠点病院の整備に関する指針によると「IV 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について」によれば『Ⅱの地域がん診療連携拠点病院の指定要件に加え、次の要件を満たすこと。ただし、特定機能病院を都道府県がん診療連携拠点病院として指定する場合には、Ⅲの特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件に加え、次の要件を満たすこと。』とありますので、Ⅲの特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件を満たすのを確認する意味で、様式4の特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定についての部分及び、別紙34～36の記載が必要なのではないかと想えます。 昨年度の現況報告では、様式4の特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定についての部分の記載がなく、別紙34～36のみ記載されています。今回の申請にあたっては、様式4の特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定についての部分も含めすべてについての記載が必要との理解でよろしいでしょうか。	様式4の特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定についての部分も含めすべてについての記載が必要となります。ただし、別紙34、35は1回の記載で構いません。
6	様式4	様式4「①(1)診療機能 ②化学療法の提供体制 診療従事者」の項目について、アとウの違いは、どのように書き分けたらよいでしょうか。アは専従または専任医師数、ウ 専従医師数となっていますが、専従医師は再掲(内訳)でいいのでしょうか。 同様に、「④緩和ケア体制 診療従事者」について下記の違いについて教えてください。 Ⅰア、ウの違い Ⅱオ、キ、ケの違い Ⅲセ、ソの違い	②化学療法の提供体制 ウ 専従医師数は再掲でよい  ④緩和ケア体制 診療従事者 ウ 専従医師数は再掲 キ 専任または専従医師数は再掲 ケ 専従医師数は再掲 ソ 専従薬剤師数は再掲
7	様式4	様式4「①(1)②化学療法の提供体制の診療従事者のキ」について「外来化学療法室における…看護師数」とありますが、別紙7に記載している常勤の専任及び専従看護師数のうち外来化学療法室の看護師数を記載するということよろしいですか。それとも、別紙7に記載している常勤の専任及び専従看護師数をそのまま記載するのでしょうか。	別紙7に記載している常勤の専任及び専従看護師数のうち外来化学療法室の看護師数を記載してください。

8	様式4	様式4「1. 診療体制 (1)診療機能 (2)化学療法の提供体制 機能ス. レジメン内容について外部から監査を受けている」とあります、この『外部』という言葉が意味しているのは、例えばどんな組織なのでしょうか。院外の誰かに監査を受けるイメージでどうか。	外部委員を含む委員会で監査を受けることを想定しています。
9	様式4	様式4「1. 診療体制 (1)診療機能 (5)病理診断 ク 病理診断の結果等について、患者本人や家族等が希望すれば病理担当医から直接説明を受けることができる体制が整っている」について、規程やマニュアル等が必要でしょうか。それとも、院内周知されていればよいのでしょうか。患者本人や家族等にもその旨積極的に周知していなければならないですか。	規程やマニュアル等が整備されている必要はありません。体制があるのであれば、周知されていることが望ましいです。
10	様式4	様式4 3. 病院概要について 病院概要に関しては、昨年度と変化がない部分が多く、貼り付けをしたいのですが、パスワードが表示されて貼付できないとの声があります。 セルの結合の関係で、単純に貼付できないということでしょうか。 病院名入力の関係のメールから推察すると(修正版)ファイルが最終版で、これに文字を貼り付ける等の作業をして入力を進めるという理解でよろしいでしょうか。	昨年度と変化のない部分もありますが、中には項目の変更等もありますので、確認しながら入力していただくよう、お願いします。
11	様式4	様式4「3情報提供体制(1)相談支援センター⑤」および「(2)院内がん登録②」の「専任」には「専従」も含めてよいでしょうか。	「専従」も含めてください。
12	様式4	様式4「3(1)⑤の「がん情報センター」による研修終了者」について、2名が(1)(2)(3)の研修を終了しており、(1)(2)までの修了者がいない場合は、様式4の表では(1)(2)が0でも上記の2名でA要件はクリアーされている。との解釈でよろしいでしょうか。 またその場合は、(1)(2)の修了者の欄が0でよろしいでしょうか。	(1)(2)の修了者数には、(1)(2)(3)の修了者も含めて記載してください。

13	様式4 別紙30	様式4「3(2)院内がん登録の⑤」について、「診療情報管理部門のスタッフ数」を記載するとのことですが、当院では院内がん登録部門と診療情報管理部門が別に存在しており純粹に診療情報管理部門の人数を記載してしまうとがん登録部門のスタッフ数が反映されません。つきましては、この箇所の記載方法について、 ①がん登録部門の人数のみを記載 ②がん登録部門と診療情報管理部門の総数を記載 ③診療情報管理部門の人数を記載の3パターンが考えられますがどのような記載にすればよいかご教示頂ければ幸いです。 また別紙30についても同様に記載方法をご教示のほどよろしくお願いいたします。	様式4「3(2)院内がん登録の⑤」について、「診療情報管理部門のスタッフ数」は②がん登録部門と診療情報管理部門の総数を記載してください。 (がん登録部門が診療情報管理部門に含まれることが一般的と思われるが、がん登録部門が独立している場合は、がん登録部門と診療情報管理部門の総数とする) 別紙30については、院内がん登録業務に携わっている全てのスタッフ(診療録管理部門及び院内がん登録部門のスタッフ)を記載してください。
14	様式4	様式4「3. (3)その他の②の「イ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。」の回答欄(はいいいえ)がありません。	「イ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。」については、1~5の回答と重複するため、単独での回答は不要です。
15	様式4	様式4「3. (8). (2)X線CT装置の台数」については別紙1の放射線治療計画専用CTの台数もカウントしてよいですか。	カウントしないでください。
16	様式4	様式4「3. (9)③診療報酬にかかる施設基準等」につきまして、昨年度の記載上の留意事項のQ&A Q6において(あり、なし)の回答については、「件数と同様に、6月・7月時点での(あり・なし)で回答いただきたい」と記載されておりますが、これは、6月・7月の件数が0件であれば、施設基準の届出はしていても「なし」と回答するという解釈でよろしいですか。	この場合は、6月・7月の件数が0件であれば、施設基準の届出はしていても「なし」と回答してください。
17	様式4	様式4「3(9)診療報酬に係る施設基準等 ③診療報酬に係る施設基準等」の「高エネルギー放射線治療の施設基準」は(M000)ではなく、(M001)でよろしいでしょうか。	M001の誤りです。次年度以降修正します。
18	様式4	様式4「3.(10)総職員数(事務職員を含む)」には非常勤職員は含まれるのでしょうか。どのパターンに該当するか教えてください。 1. 常勤のみ 2. 非常勤も含む総人数 3. 非常勤を32時間で換算した非常勤に常勤を加えたもの	1. の「常勤のみ」で、非常勤は該当しません。

19	様式4	様式4「3.(10)職員数②医師等の専門性に関する資格名に該当する人数」について追加で5つしか記入できないとの質問がありましたが、当該医療機関の昨年度の現況報告をみると脳卒中学会脳卒中専門医、心臓外科専門医、胸部外科専門医、神経内科専門医、臨床検査専門医、糖尿病専門医、循環器専門医等が記載されています。 他の医療機関では、がんに関係するもののみ2つほど追加されているという場合が複数ありました。がんに関係するものを中心に5つまで記載していただくこととすることとよろしいでしょうか。	がんに関連が深いものから5種類までに限り記載してください。
20	様式4	様式4「3.(10)職員数③その他の社団法人日本看護協会認定の専門看護師・認定看護師」の所で、ブルタブメニューから専門看護師・認定看護師を選べるようになっていますが、ブルタブメニュー以外の専門看護師・認定看護師を記入する場合、どうすればよいのでしょうか。 ブルタブメニュー以外の専門看護師・認定看護師は記入する必要はないのでしょうか。	がん診療に携わる医療従事者のみの資格状況を確認するものです。 ブルタブメニューで選択出来ない資格については、記入する必要はありません。
21	様式4	様式4「3.(12)患者数・診療件数の状況 ①患者数等一年間外來患者延数(平成20年1月～12月)」について、がん患者が複数の診療科を受診している場合で、受診した診療科でがん病名が付いていない場合は、カウントするのでしょうか。	受診した診療科でがん病名が付いていない場合はカウントしない扱いにしてください。
22	様式4	様式4「3.(12)①患者数等 年間外来がん患者延数」について、入院している患者が他科を外来で受診した場合は人数にカウントしてよいのでしょうか。	入院しているがん患者が他科を外来で受診した場合はカウントしません。
23	様式4	様式4「3.(12)患者数・診療件数の状況 ②麻酔及び手術等の状況、ア悪性腫瘍手術総数」について、姑息的手術は除外してよろしいでしょうか。	来年度以降は、姑息的手術も件数に含めていただきたいですが、今年度は含めても含めなくても結構です。摘出術、切除術以外の処置や姑息的術を含む場合は、「赤字」で記載してください。
24	様式4	様式4「3.(12)患者数・診療件数の状況②麻酔及び手術等の状況(平成21年6月～7月)、ア 悪性腫瘍手術総数」については、摘出術、切除術以外の処置も件数に含むのでしょうか。	来年度以降は、摘出術、切除術以外の処置も件数に含めていただきたいですが、今年度は含めても含めなくても結構です。摘出術、切除術以外の処置や姑息的術を含む場合は、「赤字」で記載してください。

25	様式4	様式4「3. 病院概要 (12)患者数・診療件数の状況 ④がんに係る薬物療法 ア化学療法のべ患者数」について、当該期間中に1人の患者が同一レジメンで4回入退院を繰り返した場合、入院患者数としては「1人」と「4人」のどちらになるのでしょうか。	4回の治療が1レジメンとなっている場合は1回と、1回毎に独立したレジメンである場合は4回と数えてください。
26	様式4	様式4「3.(12)患者数・診療件数の状況③放射線治療 患者実数(平成21年6月～7月間に放射線治療が開始された患者実人数(新患+再患))の記載方法ですが、下記のような場合どのように記載すればよいのでしょうか。 例：平成21年6月に新患として肺がん(原発)で放射線治療を受け、同7月に脳に転移で再度放射線治療を受けた場合、肺がんの欄に2人と記載して良いか。	例のような場合は「2人」と記載してください。
27	様式4	様式4「3. (12). ③放射線治療イ照射回数」について、肺がん他5大がんについてのものですが、例えば、肺がんであれば、肺への照射のみカウントすればよいのか、原発巣の他に転移部位への照射回数もカウントすればよいのか、ご教授ください。	他の転移部位への照射回数もカウントしてください。
28	様式4	様式4「3.(12)③放射線治療の照射人数及び回数の記載」について、当該施設においてリニアックの更新工事のため平成21年6月～7月の間に治療実績がない場合、直近の任意の2か月の実績を記載してよろしいでしょうか。	工事開始前直近の2か月の実績を記載してください。その場合、様式4(機能別)放射線療法 オ測定機関名その他の場合の欄(H列53行)に「リニアック工事のため、X月～Y月実績」と記載してください。
29	様式4	様式4「3病院概要 (12)患者数・診療件数の状況 ③放射線治療 ア患者実数」について、肺・胃・肝・大腸・乳がん患者のみの核算ではなく、全がんの放射線治療の実績を記入するのでしょうか。 この場合 下段の各がんの内訳と一致しませんがよろしいでしょうか。	通年のものは、全部位の実績の記入となります。
30	様式4	様式4「3(12)患者数・診療件数の状況 ④がんに係る薬物療法(平成21年6月～7月) イ 化学療法のべ処方日数」において、一日に複数の薬剤を投与した場合、 ・それぞれの薬剤についてカウントするのか (一日に3種の薬剤なら3件、というように) ・何種類の薬剤を投与しても、一日は一件と数えるのかどちらでしょうか。	何種類の薬剤を投与しても、一日は一件と数えてください。
31	様式4	様式4「3(12)患者数・診療件数の状況④がんに係る薬物療法」のア薬物療法のべ患者数 イ 薬物療法のべ処方日数 について、薬物療法とは注射、内服の両方を意味しますか。 また内服の場合、院外処方されたものも含みますか。	薬物療法に内服は含めないでください。
32	様式4	様式4(全般事項)における認定看護師の記載につきまして、既に記載されているもの以外(例:透析看護認定看護師等)については、記入の必要はないということよろしいでしょうか。	記入の必要はありません。

33	様式4	<p>様式4 「4. がん診療連携拠点病院の指定要件等(1)診療機能②化学療法の提供体制 診療従事者 ア 化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する専従または専任医師数」について、昨年度の現況報告をみると県内の拠点病院においても、0~2人程度の医療機関が5、そのほかは65人、42人と記載されています。実質的に、このような差があるとは思えません。</p> <p>支援委員会でも問題にはなったようですが、近隣県に聞いても明確な基準は示すことができず、結局、「専門的な知識及び技能を有する」というのは病院の判断となっています。</p> <p>質問のあった医療機関では、5年以上化学療法に関わいたら専門医として計上しているようです。専従、専任についての説明はしましたが、以下の質問のようになっています。なんらかの基準を示すことができればと思います。ご教示ください。</p> <p>&lt;病院からの質問文&gt;</p> <p>指定について病院長が判断した5年以上と定めていますが、全て兼任ではなく、専任だと考えます。毎日、化学療法があれば、その体制が取れます。その関係から、各関係する診療科の医師は、専任と考えます。ご教示をお願いします。</p>	<p>専任とするには、就業時間の少なくとも5割以上、がんの化学療法に従事している必要があります。</p>
34	別紙3	別紙3 診療機能の6、7、8行目についても保護がかかって入力できません。保護の解除は表紙のみとのことです、どのように対応したらよろしいですか？	こちらも表紙と同様にロックを解除してください。
35	別紙3	別紙3「口腔がん・上頸がん・下頸がん」について「上頸がん」と「下頸がん」の区分方法をご教示ください。 できれば、ICDコードをご提示いただけすると、誤解がなくて大変助かります。	ICD-10の項目では、左記のがんの区分はできません。 ICD-10の区分については、以下を参照のこと。 <a href="http://www.diss.h.u-tokyo.ac.jp/byomei/ICD10/C00-D48.htm">http://www.diss.h.u-tokyo.ac.jp/byomei/ICD10/C00-D48.htm</a>
36	別紙3	別紙3「集学的治療」に関しては、上段の各治療法のところで記載した担当診療科名を集学的治療欄に再度記載することとなるので省略できないでしょうか。 なお、昨年度の様式では、斜線になっていました。	各治療法の担当診療科の再掲ではなく、集学的治療の実施に携わっている診療科を記入してください。 昨年度斜線となっていたのは、「左記の治療に対応する専門医」の欄であり、担当診療科は昨年と同様です。
37	別紙3	別紙3 診療機能(専門分野等) 血液腫瘍の治療内容中の放射線療法について、小線源療法がありますが、全身照射の誤りではないでしょうか？	今年度は「小線源治療」として回答してください。
38	別紙4	別紙4 院内クリティカルパスについて、平成21年6~7月の適応数が0件であっても、整備しているパスがあれば、記載してよろしいでしょうか。	平成21年6~7月の適応数を0件として、整備されている院内クリティカルパスの名称を記載してください。

39	別紙4	別紙4 院内クリティカルパスについて、電子カルテパスシステムでは別冊で添付することが難しい状況にあります。当院の現状ではオーバーピュー及びアルゴリズムのみ出力が可能です。出力可能なものを添付する対応でよろしいでしょうか。	出力可能なものを添付してください。
40	別紙4	別紙4 電子カルテにてクリティカルパスを管理している場合、添付ファイルのとおり画面のハードコピーを添付することでよろしいでしょうか。	画面のハードコピーをお願いします。
41	別紙5	別紙5 「キャンサーボードの開催実績」について、6~7月に実績がない場合、参考に、それ以外の月の分を記載してもよいでしょうか。	6~7月に実績がない場合に限り、他の月を記載してください。
42	別紙5	別紙5の記入例のようながん種ごとのカンファレンスのほかに、院内全てを総括するキャンサーボードを昨年立ち上げ、2ヶ月に1回開催しているのですが、様式4の「院内でひとつのみ」の選択肢はこのようなケースの場合に選択するのでしょうか。 またその場合、別紙5にはキャンサーボードのみ記載し、乳がんカンファレンスなどは記載しないのでしょうか。	そもそも、キャンサーボードとは手術、放射線療法及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換、共有、検討、確認等するためのカンファレンスを言います。 そのようなカンファレンスであれば、がん種ごとのものに加え院内総括カンファレンスも含めて別紙5にご記載ください。そのキャンサーボードがひとつしかない場合には、様式4「4. 1. (1). ①. クリ」において「院内でひとつのみ」をご回答いただきますが、他のがん種のキャンサーボードがある場合には「すべての臓器領域ごと」又は「一部の臓器領域のみ」をお選びいただくことになります。
43	別紙5	別紙5 「キャンサーボードの体制および開催実績」の「キャンサーボード」「がん種」欄のセル設定が折り返し表示ではないのですがこれについては設定を変更してよいでしょうか。	セル設定を変更して記載していただいて結構です。
44	別紙7、11、16、17、27、31、38等	別紙7、11、16、17、27、31、38等のシートについて、書く件数が多くて書き切れず、シートが保護されていて行を増やすこともできません。 行が足りない場合、どのように対応させていただければよいのでしょうか。	入力欄が足りない場合、該当するシートをオリジナルシートの右隣にコピー作成し、不足項目を入力してください。
45	別紙7、8、14、15	別紙7、8、14、15の対象領域の経験年数は、他院での勤務状況の詳細は把握できないため、当院における経験年数のみの記載でよいでしょうか。	すべての経験年数を記載してください。
46	別紙7、19	別紙7 「化学療法」および 別紙19「SO体制」について、専門性(専門医等資格)の欄には、指導医も記載可能ですか。	指導医も記載可能です。

47	別紙9、10、12	「別紙9、10、12について紙媒体のみを提出」とあります。これは紙媒体のものに内容を記載したものを提出し、電子媒体には記載しないものを提出するということでしょうか。 この場合、項数が違ってきますがいかがでしょうか。	これは紙媒体のものに内容を記載したものを提出し、電子媒体には記載しないものを提出してください。
48	別紙9、10、12	別紙9、10、12について、これらだけ紙媒体「のみ」提出とされておりますが、病院側からは、印刷やページカウントの都合上、エクセルの各シートに図を貼り付けたりして電子データで提出できるのであれば、そのままエクセルのファイルで提出を受ける予定です。 当然、他の別紙同様、紙媒体でも提出いたしますが、このようなエクセルファイルの形で提出するのは問題ないかご教示ください。 なお、昨年度までは問題ありませんでした。	別紙9、10、12について、紙媒体以外の媒体も併せて提出いただいて差しつかえありません。
49	別紙11	別紙11 緩和ケアチームの症例ですが、診療終了日を7月までとするのか、診療依頼日を7月までとするのか、どちらでしょうか。診療終了日が8月、継続中の場合は書く必要がないのでしょうか。(もし継続中でも記載対象となる場合は、「継続中」と診療終了日に入れることができない。)	6月～7月の間に診療依頼がされたものを記載してください。 8月以降継続された場合は、8月以降の診療確認日を記載してください。
50	別紙11	別紙11において、診療依頼日と診療終了日がともに6月1日である症例があるのですが、終了日の6月1日が入力できません。「ユーザー設定によって、セルに入力できる値が制限される」というメッセージが出るのですがどのようにすればよいでしょうか。	この場合は、「6月2日」と記載してください。
51	別紙13	別紙13 「相談者の職種」はe-mail相談についてではなく、当該担当窓口全体の相談員の職種を記載するという認識でよろしいでしょうか。	当該担当窓口全体の相談員の職種を記載してください。
52	別紙13	別紙13 緩和ケアの電話相談に関する記載で、「予約の要否」「予約方法、連絡先」について、電話相談についての予約の必要の有無という意味でしょうか。	電話相談についての予約の必要の有無を記載してください。
53	別紙14	緩和ケアチームにおいて常勤の専従看護師が必須条件となっており、別紙14にその専門性を記入することとなっているが、資格はないが、実務経験が豊富で、事実上専門的な知識及び技能を有する者を記載する場合、「専門医等資格」を空欄としてよろしいですか。	「専門医等資格」の欄に「なし」と記載してください。
54	別紙15	別紙15について、歯科医師も記入してよいですか(昨年度はよいということでした)。記入してよい場合は、ロック解除のパスワードのご連絡後に職種の欄を修正するということによろしいですか。	歯科医師の場合、専門医等資格の欄に歯科医師を記載してください。

55	別紙15	別紙15 「病理」について、病理科部ではなく検査部の部長が、病理診断に従事する時間が7割の場合、専任とするのですか。それとも、検査部長を兼ねているため兼任とするがよいのでしょうか。	就業時間の少なくとも8割以上、病理診断に従事している場合は専従、5割以上8割未満の場合は、専任、5割未満の場合は兼任としてください。
56	別紙16	別紙16 紹介・受入件数について、がん患者も含む全体の件数でよろしいでしょうか。 また、ここに記載する医療機関名は6～7月の実績でしょうか。	がん患者に関してのみ、6～7月の実績を記載してください。
57	別紙16	別紙16 「地域の医療機関への診療支援や病病連携・病診連携の体制」の表について単なる紹介・逆紹介を行うだけの施設については記載不要と考えてよろしいですか。	がん患者について、病病連携、病診連携が行われている施設について、記載してください。
58	別紙16	別紙16 「地域の医療機関への診療支援や病病連携・病診連携の体制」の表で、21年度様式より追加された6～7月の紹介・逆紹介件数について質問です。 上記紹介・逆紹介件数については、7月の地域連携・ネットワーク調査と同様、がんと確定診断をくだされた患者を母数として集計しますが、がん確定診断を下され、院内がん登録により登録された患者のデータについては、21年3月が直近データとなっており、6～7月分については順次登録予定となっています。 上記のような状況にあるため、様式4(12)患者数・診療件数の状況中、新入院患者数の( )内のただし書きにあるように、「平成20年度の任意の2ヶ月」という区分で記入してもよいでしょうか。今年度より追加された当該調査項目の集計・公表の仕方(一律公表か加工して公表か)や意味合い等も、できましたら合わせてご教示ください。	6～7月データがない場合は、その旨明記の上記載してください。 一律公表する予定です。
59	別紙16	別紙16について診療連携の内容の例示として、在宅診療とありますが、他に、どのような記載例がありますか。	実際の連携内容を記載してください。
60	別紙16	別紙16 「病病連携・病診連携の体制」について ①がん患者も含む全体の件数でよろしいでしょうか。 ②今年度新たに上段の紹介数と受入数が追加されていますが、上段の内容にかかわらず、下段は従来どおり連携している医療機関名と連携内容を記入でよろしいでしょうか。	①がん患者に関するものに限って記載してください。 ②「平成21年6月から7月」に連携実績があった医療機関を記載してください。
61	別紙17	別紙17は、別紙23、24のように4月から8月以外の実績を記入する欄がありませんが、期間外の実績を記入することはできないのでしょうか。 また、別紙17は、別紙23の研修会や別紙24のカンファレンスに該当するようなものではなく、診療依頼の手続に関する説明会などを記載するものでしょうか。	4月から8月の実績を記載してください。 該当期間に実績がない場合は、参考として期間外の実績を記載してください。 カンファレンスに該当するようなものではなく、診療依頼の手続に関する説明会などを記載するものです。

62	別紙19	別紙19「セカンドオピニオンを提示する体制」について ①左から2番目の「H20年1月から12月の治療実績」とは、セカンドオピニオンから治療にいたった実績の有無でしょうか。それとも単に「セカンドオピニオン提示実績」の有無でしょうか。 ②例えば自費診療のみとか、この申請書でのセカンドオピニオンの定義があれば教えてください。	①セカンドオピニオンの実績ではなく、治療の実績を記載してください。 ②「患者に対してセカンドオピニオン外来として紹介しているもの」を記載してください。
63	別紙19	別紙19「セカンドオピニオンを提示する体制において」の専門医資格について、わが国に多いがんについては「1診療科につき関連するもの1つまで」となっており、わが国に多いがん以外のがんについては「1人につき、関連するもの3つまで」となっております。 内容が異なるのですが、この定義のまま記載するのでしょうか。	この定義のまま記載してください。
64	別紙19	別紙19について、5大がんに関しては、専門医等資格に関して1診療科につき1つまでとなっていますが、複数の場合、優先順位をつけるのが難しくどのように記載すればよろしいでしょうか。	優先順位をつけるのが難しい場合にあっても、1診療科につきもっとも代表的と思われる専門医等資格を1つに限定して記載してください。
65	別紙19	別紙19について、平成20年1月から12月の治療実績の有無を○×で記入する欄がありますが、ここで言う治療実績とは、当該病院における「セカンドオピニオン」の実績でよろしいでしょうか。	「セカンドオピニオン」の実績ではなく、治療の実績について記入してください。 なお、我が国に多いがん以外のがんについては、治療実績はあるもののセカンドオピニオンに対応していない場合については「面談を行う医師の所属診療科」の所を空欄としてください。
66	別紙21	別紙21は、別紙28の患者団体への会場の提供の形で、語り合う場を設定しているような場合は対象となるのでしょうか。	対象としてください。

## 【別添1】

67	別紙23、24	別紙23、24の研修等の実施状況について、 ①平成21年4月～8月の実績を記入することとなっていますが、例年2、3月に開催するものはやはり書けないのでしょうか。 ②下段に期間外の開催について記入できる欄が設けてありますが、平成21年4月～8月に実績がなく、それ以外の期間で実施している場合は、3月以前でどちらいの期間まで記入してよろしいのでしょうか。 また、10月以降で予定している場合も、予定として記入してよろしいでしょうか。	①「4月～8月の実績を記入すること」等と期間を指定しているところは、その期間のみの実績を回答してください。 ②下段に設けられた期間外の開催について記入できる欄に平成20年11月以降、平成21年9月1日までの実績を記載してください。なお、平成21年9月1日までの実績が無く、10月31日までに開催を予定している（または実施した）場合には、その旨がん対策推進室にご一報の上、10月31日時点の実績（予定）を記載してください。なお、11月以降に開催を予定している研修の記載は必要ありません。
68	別紙26	別紙26「相談支援センター」の中で、相談先e-mailが入りません。（実施未実施の選択になっています）	2行下の「予約方法連絡先」の欄に「相談先e-mail」として、記載してください。
69	別紙28	別紙28の表で1、2、4となっていますが、変更の操作はできません。 このまま入力をしていただくことによろしいか。	このまま、入力してください。
70	別紙28	別紙28について「相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体」とはどのような団体でしょうか。	患者相談等の活動において、十分な実績がある患者団体となります。
71	別紙35	別紙35の組織図貼り付けは、電子媒体に貼り付けるということでよろしいでしょうか。	電子媒体に貼り付けてもよいです。

## がん診療連携拠点病院 新規指定・指定更新推薦書・現況報告書 指定要件Q&A集

番号	箇所	質問	回答
1	別紙28	様式4(機能別)の3の(1)の⑨として、「がんに関する相談支援に關し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組んでいる。」という項目があり、その取組として別紙28を記載することとなっておりますが、別紙28に「相談支援センター職員の関与の有無」欄があるということは、この「あり」「なし」の回答をもって要件充足かどうか判断するという解釈となりますでしょうか。	「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」(平成20年3月1日付け健発第0301001号健康局長通知の別添)(以下「整備指針」という。)のⅡの3の(1)の②に「院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に關し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。」と定めた要件については、別紙28の「相談支援センターの職員の関与の有無」の「あり」、「なし」の回答をもって解釈を行うこととなります。
2	別紙37、38	今年度、推薦区分を地域がん診療連携拠点病院から、都道府県がん診療連携拠点病院に変更して推薦書を提出します。 このため、別紙37、38をはじめとして記入できない様式がありますが、どのような対応をとればよいでしょうか。	原則は9月1日時点で協議会を設置していなければいけません。9月1日の時点で設置されていないものの、10月末までに設置予定の場合には、その旨がん対策推進室へご一報の上、予定の内容を記載いただいた際につきあえりません。 地域の実情等に応じ、やむを得ず協議会設置が10月末までに間に合わない場合にあっては、今年度中に設置する旨、病院長及び都道府県から確約書を呈示いただいた上で、がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会において検討されることとなります。
3	定義	指定要件の中に「緩和ケアチームに協力する医療心理に携わる者を1人以上配置することが望ましい」とありますが、「医療心理に携わる者」については、特定の資格を指すのではなく、各病院でそれなりの資格等を持っているものを配置するよう努めるという意味になるのでしょうか。	「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」(平成20年3月1日付け健発第0301001号健康局長通知の別添)(以下「整備指針」という。)のⅡの1の(2)の②のウに「(1)の③のアに規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師及び医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。」と定めているところであり、特定の専門資格を限定して指すものではありませんが、有資格者と同等の能力を有する者が望ましいです。

## 【別添2】

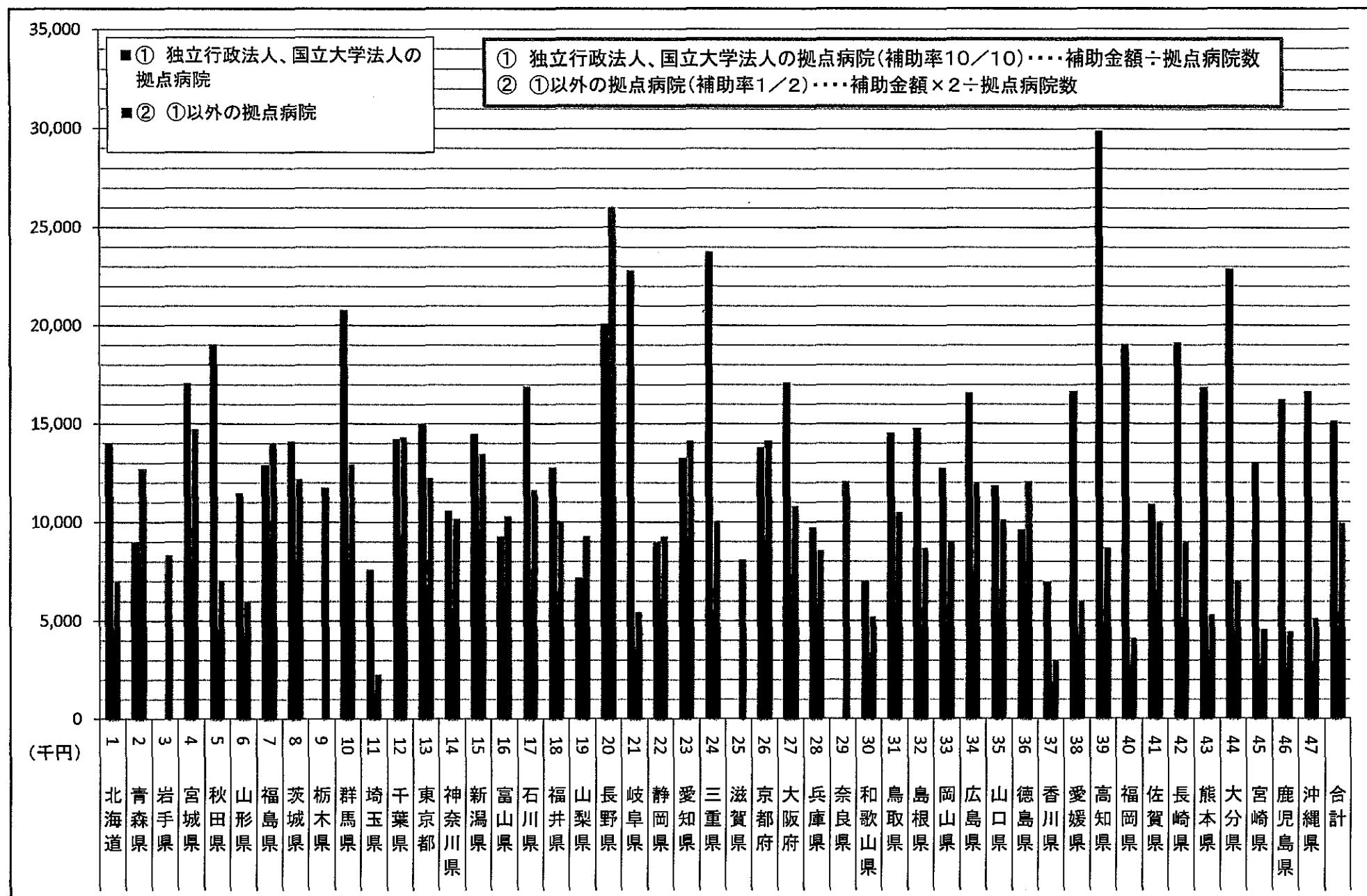
4	定義	様式4「4 がん診療連携拠点病院の指定要件について」 「④緩和ケアの提供体制 診療従事者」「サ 緩和ケアチームにおいて緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の専従看護師数」の解釈についてですが、専門的な知識及び技能を有する看護師とは、特定の研修の受講や専門資格の保有者(例えば、がん性疼痛看護認定看護師等)でなければならぬのでしょうか。 特定の研修の受講や専門資格の保有者である場合、平成21年6月22日事務連絡の【診療従事者】の記載はどのように解釈するのでしょうか。 なお、特定の研修の受講や専門資格の保有者でない場合は、(別紙14)の専門性の専門医等資格の欄は、空欄でかまわないのでしょうか。	平成21年6月22日事務連絡にあるとおり、必ずしも特定の研修の受講や専門の資格等を必須要件とはしていません。よって(別紙14)の専門医等資格の欄は、記載できる専門の資格がない場合は、空欄で差しつかえありません。
5	定義	専従の病理診断に携わる医師について指針では「原則常勤」は承知しておりますが、非常勤の病理医が、週に1日勤務でその1日の8割以上を勤務している場合、それは、「専従」であるとして指針に適合するものと判断してよいのでしょうか。	平成20年3月1日付健発第0301001号健康局長通知「がん診療連携拠点病院の整備について」中のⅡの1の(2)の①のエにあるとおり「専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。」としています。 具体例として、週1日8時間勤務の場合、病理診断等(手術中の迅速病理診断を含む)の対応が月4日間しかできないこととなります。拠点病院としての役割や診療連携体制については、公開される資料ですので、国民の皆様から信頼されるような診療体制の整備が望ましいです。
6	定義	専任の放射線治療における機器の精度管理等に携わる常勤の技術者等について、この「技術者等」については、資格要件はないものと考えますが、 例えば、診療放射線技師等の中で、精度管理に精通し、実際にこの業務を行ってきている者は指針に適合するものと判断してよいのでしょうか。	必ずしも特定の専門の資格等を必須要件とはしていないため、診療放射線技師等の中で、精度管理に精通し、実際にこの業務を行ってきている者は指針に適合するものと判断してかまいませんが、医学物理士等の資格を有していることが望ましいです。

7	定義	『常勤』という言葉の定義についてですが、病院で位置付けている身分は非常勤であっても、病院の定める1週間の就業時間のすべてを勤務している方がいるのですが、このような方については、常勤として換算してよいでしょうか。	がん診療連携拠点病院の指定要件における「常勤」とは、当該医療機関が定める1週間の就業時間のすべてを勤務している者をいいます。ただし、当該医療機関が定めた就業時間が32時間に満たない場合は、常勤とみなしません。(「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」(平成10年6月26日付け健政発第777号・医薬発第574号、厚生省健康政策局長・医薬安全局長連名通知)の別添「常勤医師等の取扱いについて」を参照)。
8	判断	緩和ケア提供体制→診療従事者→緩和ケアチームの常勤専従看護師ですが、 ①緩和ケアチームにおける業務量が少ない場合、一時的に他科の業務を行うことは可能でしょうか。 ②①の結果、専従要件(8割)を下回っても問題ないでしょうか。 ③複数看護師により緩和ケアチームにおいて次のような勤務時間となる場合は、問題ないでしょうか。 ※ 複数の看護師によるチーム従事時間計が26時間程度 (常勤要件32時間×専従0.8)	①②緩和ケアチームの業務量が少ない場合にあっても専従看護師が他科の業務を行うことはありますが、専従の者は就業時間の少なくとも8割以上、当該療法に従事していることを言います。従って要件充足とはなりません。 ③複数の医療従事者の勤務時間を積算することは認められません。
9	判断	研修会の名称が「X県緩和ケア研修会」となっていますが、当該研修会をX大学医学部附属病院の実績とみなし、指定要件を充足していると考えてよいでしょうか。 ※概要 平成21年2月にX大学医学部附属病院において、「X県緩和ケア研修会」を開催しました。当該研修会の開催費用はX大学医学部附属病院のがん診療連携拠点病院機能強化事業から拠出しており、主催・X大学医学部附属病院、共催・X県となっております。	指定要件未充足とはなりません。

## 【別添2】

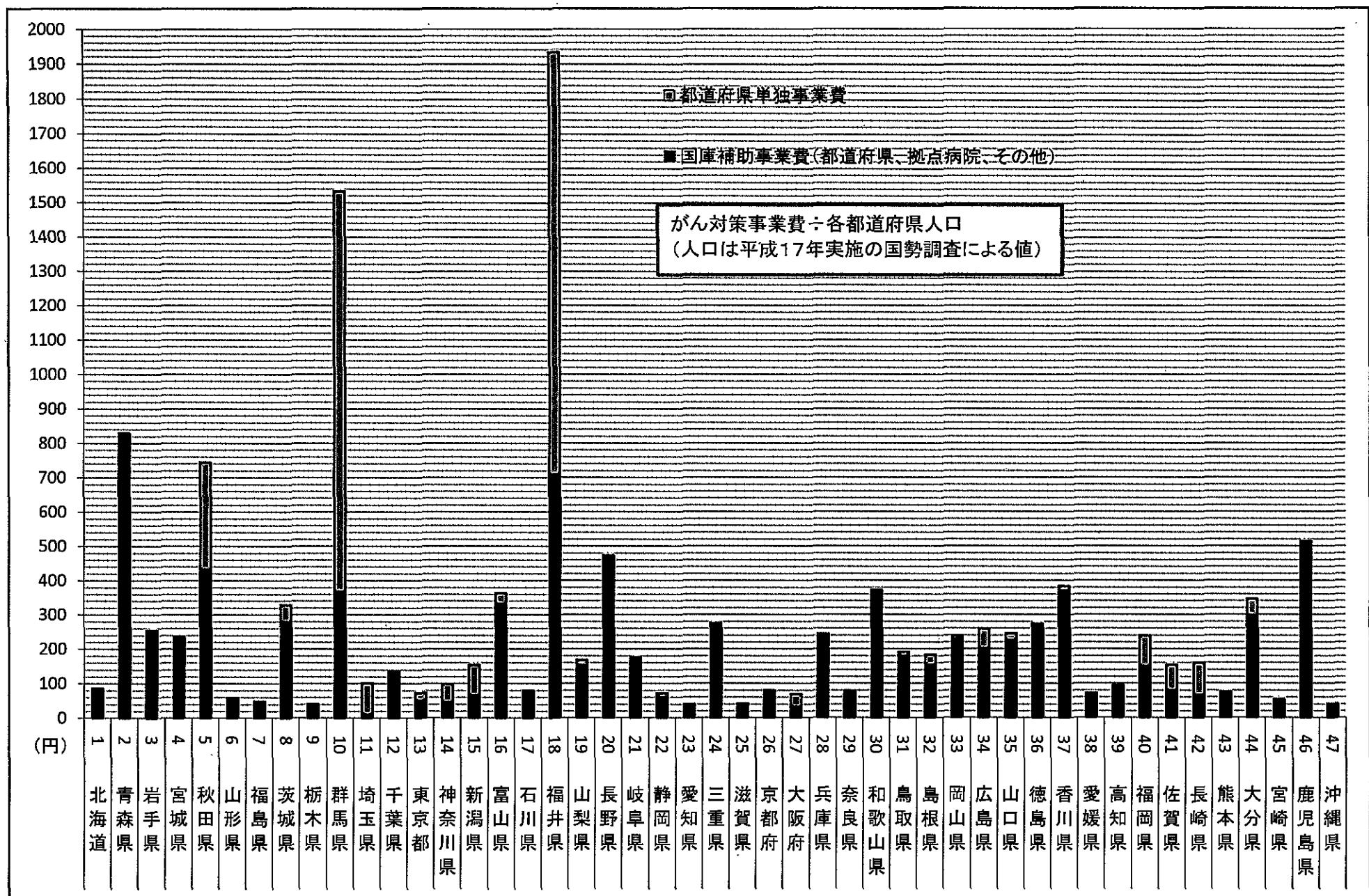
10	判断	「(2)院内がん登録 ③毎年、院内がん登録の集計結果等をがん対策情報センターに情報提供すること」について、「院内がん登録の集計結果等」には、予後調査結果は含まれるのでしょうか。 予後調査ができていなければ、指定要件を満たしていると判断されないのかどうか教えていただけませんか。	別紙29に記載のあるとおり、大項目「予後調査」中の「660 予後調査結果」および「720 予後調査方法」については標準項目となっています。平成21年6月22日付健康局総務課がん対策推進室発の事務連絡「がん診療連携拠点病院の指定更新等に向けた留意事項について」([院内がん登録]3. にあるとおり、「院内がん登録のがん対策情報センターへの情報提供については、「改正版」又はそれに準拠する国立がんセンターにおいて提示されている「標準登録様式2006年度修正版」の様式を用い、平成19年症例を平成21年3月に提出していること。ただし、提出できなかった場合は、提出できなかつた具体的な理由について記載した理由書及び別途定める様式による調査票を提出する必要がある(様式及び提出期限については別途連絡)。また、予後調査の実施状況についても情報提供することが望ましい。なお、平成20年2月8日及び平成21年4月1日指定の拠点病院について、平成19年は院内がん登録を行っておらず、同年症例が提出できない場合については、その旨を回答する必要があると定めており、さらに平成21年9月1日付健発0901第1号「平成22年度がん診療連携拠点病院の指定の推薦手続等について」では、「当該病院においては、別途連絡する様式に記入未提出の理由書および補充調査について提出すること」となっています。
11	判断	平成21年6月22日付健康局総務課がん対策推進室発の事務連絡「がん診療連携拠点病院の指定更新等に向けた留意事項について」中の【医療施設】リニアックについて、「設置」と記載がありますが、この設置は機械の設置を指すのか、または稼働(治療)を含めたものでしょうか。	リニアックを設置した上で、速やかに稼働する必要があります。

平成20年度 がん診療連携拠点病院機能強化事業費 1病院あたりの平均単価



\*岩手県、栃木県、滋賀県、奈良県については①の拠点病院が無い

平成20年度 がん対策事業費(都道府県民1人あたりの平均)



※各都道府県のがん対策予算については、都道府県の判断により計上しているものである

## 平成20年度都道府県別がん対策予算執行実績

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>北海道</b>				
国庫補助事業(都道府県)		66,419	33,209	
1 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	3,419	1,709	マンモグラフィ読影医師養成研修の開催に要する経費 (開催場所:札幌市)
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	63,000	31,500	国立病院機構を除くがん診療連携拠点病院に対する補助 (@7,000千円×9病院)
国庫補助事業(拠点病院等)		402,899	254,025	
1 マンモグラフィ検診遠隔診断支援モデル事業費	10/10	95,550	95,550	マンモグラフィ検診を行う機関と画像読影診断のための支援を行う検診機関との間において 画像を送受信するための機器整備に要する経費に対する補助(補助先:(財)北海道がん 協会札幌がん検診センター)
2 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/2	13,310	4,436	国立がんセンターに導入されているがん診療情報ネットワークシステムを地方中核がん診療 施設と回線通信で結ぶために要する経費に対する補助(補助先:北海道がんセンター)
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	14,039	14,039	がん診療連携拠点病院である国立病院機構に対する補助 (補助先:北海道がんセンター)
4 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	280,000	140,000	がん診療連携拠点病院のリニアック及びその周辺機器の更新に要する経費に対する補助 (補助先:王子総合病院)
国庫補助事業(上記以外の事業)		3,173	1,586	
1 たばこ対策促進事業	1/2	3,173	1,586	たばこ対策普及啓発事業(喫煙の健康影響の普及啓発、未成年者の喫煙防止、たばこをや めたい人に対する禁煙支援)及び禁煙・分煙実施施設認定事業の実施に要する経費
<b>県単独事業</b>				
1 がん登録・評価事業		13,554	0	
2 健康検査管理指導費		12,853		地域がん登録の実施に要する経費
		701		生活習慣病検診管理指導協議会の運営に要する経費
<b>青森県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		53,541	28,644	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	47,252	25,500	都道府県拠点1ヶ所、地域拠点3ヶ所に対する補助
2 がん対策推進特別事業費		6,289	3,144	
一般事業	1/2	6,289	3,144	・がん相談従事者用教材の作成及び研修会の開催 ・がん予防に係る意識調査、体験談募集、フォーラムの開催 ・がんに関する地域連携バスの作成及び運用に対する支援

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>国庫補助事業(拠点病院等)</b>				
		1,128,339	149,985	
1 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/3	2,947	985	国立がんセンターを中心としたネットワークシステムの運営費(県立中央病院)
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	9,000	9,000	弘前大学医学部附属病院に対する補助
3 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	11,163.92	140,000	直線加速装置(リニアック)等の整備に係る補助(八戸市立市民病院(線越分)、県立中央病 院(保坂分))
国庫補助事業(上記以外の事業)		5,015	5,043	
1 医療連携体制推進事業	1/2	1,794	1,103	・がん医療検討委員会の運営 ・在宅療養推進のための連携手法の検討 ・がんに従事する医師に対する緩和ケア研修の実施
2 看護職員確保対策事業	1/2	207	103	がんに係る知識を深めるための訪問看護師に対する研修会の開催
3 専門分野(がん)における質の高い看護師育成事業	10/10	3,014	3,837	がんにおける臨床実践能力の高い看護師の育成に係る研修会の開催
県単独事業		5,408	0	
1 がん相談・情報センター(仮称)調査研究事業		471		患者以外の県民を対象とする相談支援やがんに関する知識の普及啓発を行うセンターの設 置に向けた調査研究
2 青森県がん罹患等調査事業		3,695		地域がん登録に係る経費
3 生活習慣病検診従事者指導講習会開催事業		1,242		各がん検診従事者のための講習会の開催
<b>岩手県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		53,679	28,079	
1 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/2	2,479	2,479	がんネット運営経費(1/2事業者(県立病院事業会計)負担)
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	50,150	25,075	都道府県がん診療連携拠点病院 11,900千円×1病院 地域がん診療連携拠点病院 7,650千円×5病院
3 がん対策推進特別事業費		1,050	525	緩和ケア研修、家族・患者支援
一般事業	1/2	1,050	525	
国庫補助事業(拠点病院等)		280,000	140,000	
1 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	280,000	140,000	県立北上病院のリニアック整備費(1/2事業者(県立病院事業会計)負担)

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
国庫補助事業(上記以外の事業)		17,293	11,973	
1 在宅緩和ケア対策推進事業(医政局)	1/2	560	280	在宅緩和ケア対策推進協議会等
2 看護職員臨床技能向上推進事業(医政局)	定額	1,559	1,559	がん看護に携わる看護職員の資質向上を目的とした研修実施
3 地域中核病院高度医療施設設備整備事業費(医政局)	1/3	7,560	2,520	盛岡赤十字病院の超音波診断装置整備費(2/3事業者負担)
4 がん検診受診率向上対策費(長寿社会づくりソフト事業費交付金)	10/10	1,486	1,486	がん検診普及啓発リーフレット、ポスター作成、配布、ピンクリボンフェスティバル開催経費
5 がん・脳卒中対策事業費(長寿社会づくりソフト事業費交付金)	10/10	6,128	6,128	地域がん登録事業委託経費
県単独事業		1,637	0	
1 健康診査管理指導事業費		1,637	-	生活習慣病検診等管理指導協議会、生活習慣病検診等従事者講習会の開催経費
宮城県				
国庫補助事業(都道府県)		72,820	37,995	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	248	125	がん検診の受診率向上のための普及啓発等の講演会、パネル点等を実施するもの。
2 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/3	9,818	3,272	国立がんセンター等と緊密なネットワークシステムを有効に活用するために必要な維持管理を行うもの。
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	59,004	29,502	がん診療連携拠点病院の診療機能強化のため、各種研修の実施、相談支援及び院内がん登録体制の整備等を実施するもの。
4 がん対策推進特別事業費		3,750	5,096	県のがん対策推進のための各種事業を実施するもの。
一般事業	1/2	1,474	1,096	がん患者・家族に対する情報提供体制を整備するための検討会議、相談業務従事者研修、がん登録推進のための研修、普及啓発等を行うもの。
特別事業	10/10	2,276	4,000	がん患者・家族支援のための相談窓口立ち上げに係る支援等を行うもの。
国庫補助事業(拠点病院等)		467,870	220,081	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	27,373	13,676	円滑な病理診断等のため、遠隔画像診断支援体制の整備を行うもの。
2 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	2,942	471	マンモグラフィ検診の精度向上・維持のため、読影医の養成研修を行うもの。
3 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	29,242	14,621	乳がんの精密検査を行うため、MRI保有施設において、マンモコイルの整備を行うもの。
4 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	51,313	51,313	がん拠点病院の診療機能を強化するための各種事業を実施するもの。(研修、がん登録、相談支援センター、普及啓発等)
5 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	357,000	140,000	高度ながん治療を実施するため、がん拠点病院において、放射線治療機器を新規整備するもの。

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
国庫補助事業(上記以外の事業)		5,800	3,561	
1 在宅緩和ケア対策推進事業	1/2	5,402	3,250	在宅緩和ケア支援センターの運営、在宅緩和ケア推進会議の開催、在宅緩和ケア従事者研修の実施。
2 たばこ対策促進事業	1/2	398	311	禁煙に関する普及啓発等を実施するもの。
県単独事業		10,610	0	
1 宮城県がん登録管理事業	-	10,128	0	県内におけるがんの罹患状況等を把握するための地域がん登録を実施するもの。
2 生活習慣病検診管理指導協議会事業	-	482	0	県内の各市町村におけるがんを含む生活習慣病検診について、精度管理のための評価、指導等を行うもの。
秋田県				
国庫補助事業(都道府県)		47,154	24,576	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	42,478	21,237	山本組合総合病院、秋田赤十字病院、由利組合総合病院、仙北組合総合病院、平鹿組合病院、雄勝中央病院
2 がん対策推進特別事業費		4,676	3,339	Oがん認定看護師育成支援事業 がん看護に係る認定看護師の資格取得を促進するため、研修期間中の代替職員の雇用、奨励制度の創設等の医療機関が行う環境整備に対しての支援。745千円 Oビアカウンセリング研修開催事業 O緩和ケア実践研修事業 緩和ケアに従事する医師を対象に、緩和ケア病棟や、訪問診療・看護の現場へ派遣し、診療活動や症例検討への参加など、実践的な研修を実施。秋田県緩和ケア研究会への委託事業 1,140千円 O秋田型緩和ケアシステム構築事業
一般事業	1/2	2,673	1,336	
特別事業	10/10	2,003	2,003	
国庫補助事業(拠点病院等)		314,780	166,905	
1 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	15,750	7,875	秋田赤十字病院
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	19,030	19,030	秋田大学医学部附属病院
3 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	280,000	140,000	山本組合総合病院

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
国庫補助事業(上記以外の事業)		135,024	116,452	
1 たばこ対策促進事業	1/2	469	234	世界禁煙デーフォーラムの開催、受動喫煙防止対策推進事業、たばこ・アルコール健康教室の実施
2 電源立地地域対策交付金事業	10/10	75,739	75,739	人間ドックで使用する機器の更新・購入、集団検診で使用する機器の更新
3 在宅緩和ケア対策推進事業(医療提供体制推進事業)	1/2	673	336	在宅緩和ケアに従事する医療従事者を対象とした研修会を県内6地域で開催。秋田県醫師会への委託事業
4 がん診療施設設備整備事業(医療提供体制推進事業)	1/3	26,099	8,999	がん診療連携拠点病院及び公的病院に対し、施設整備及び設備整備に必要な経費の助成。由利組合総合病院(放射線治療計画システム)
5 大学改革推進等補助金(がんプロフェッショナル養成プラン)	10/10	31,144	31,144	総合的がん専門医療人の育成。遠隔授業、地域連携事業、共同FD、学術シンポジウム等の実施
県単独事業		356,882	0	
1 地域がん登録事業	—	7,653	—	がんと診断されたものすべての医療情報の収集・分析
2 子宮がん検診助成事業	—	3,796	—	市町村が行う20歳～39歳の若年層の年1回子宮がん検診に対する助成
3 がん検診費補助金	—	3,248	—	検診団体2団体に対する早期検診の掛かり増し経費助成
4 がん看護研修事業	—	390	—	がん看護に必要な専門的知識・技術の習得を目的とした研修会の開催
5 がん診療機器等整備事業	—	288,752	—	PET-CTの整備に要する経費を助成。対象:秋田大学医学部附属病院
6 がん診療機能等強化事業	—	33,556	—	がん診療連携拠点病院に準じる県内の中核的医療機関のがん診療機能等を強化を支援。 対象:大館市立総合病院、市立秋田総合病院、秋田組合総合病院、中通総合病院
7 がん治療に関する調査研究事業	—	19,478	—	院内がん登録データ等から得られる診療情報の分析、がん治療等に関する県への提言等を秋田大学へ委託
8 がん対策推進計画進行管理費	—	99	—	県がん対策推進計画の進行管理、達成度の評価等

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>山形県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		30,732	15,366	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	30,000	15,000	・県拠点病院 10,000×1 ・地域拠点病院 5,000×4
2 がん対策推進特別事業費		732	366	
一般事業	1/2	732	366	・がん患者の在宅療養支援推進事業
国庫補助事業(拠点病院等)		30,412	20,601	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	16,800	8,400	日本海総合病院
2 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/3	2,116	705	
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	11,496	11,496	国立大学法人 山形大学医学部付属病院
国庫補助事業(上記以外の事業)		1,705	852	
1 たばこ対策促進事業	1/2	756	378	受動喫煙防止対策、禁煙支援・普及啓発、未成年者の喫煙防止対策
2 在宅緩和ケア対策事業	1/2	949	474	在宅緩和ケア推進連絡協議会開催 緩和ケアに関する従事者研修
県単独事業		8,958	0	
1 がん・生活習慣病早期発見推進事業		1,900	0	・がん検診医療従事者講習会の開催 ・山形県生活習慣病検診等管理指導協議会の開催
2 がん実態調査(地域がん登録)		6,258	0	地域がん登録に係る経費
3 がん対策調査研究事業		644	0	地域がん登録を活用した調査、研究に要する経費
4 がん対策の総合推進		156	0	がん対策の推進を図るために旅費、資料作成費、通信運送費
<b>福島県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		92,994	49,541	
1 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	278	138	
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	91,992	48,999	
3 がん対策推進特別事業費		724	404	
一般事業	1/2	724	404	

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
国庫補助事業(拠点病院等)		9,053	13,535	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	9,063	12,915	
国庫補助事業(上記以外の事業)		590	620	
訪問看護推進事業	1/2	590	620	
<b>茨城県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		73,605	36,802	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	73,184	36,592	土浦協同病院(12,691千円), 筑波大学附属センター病院(16,000千円), 日立総合病院(11,111千円), 東京医科大学霞ヶ浦病院(15,341千円), 友愛記念病院(13,273千円), 西南医療センター病院(4,766千円)
2 がん対策推進特別事業費		421	210	
一般事業	1/2	421	210	在宅緩和ケアの推進のため、薬局薬剤師の研修会を開催する。
国庫補助事業(拠点病院等)		744,606	315,817	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	15,949	7,974	筑波大学附属病院
2 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	27,425	13,711	筑波大学附属病院(3,937), 筑波大学附属センター病院(6,300千円), 東京医科大学霞ヶ浦病院(1,424千円), 日立製作所日立総合病院(2,050)
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	14,132	14,132	筑波大学附属病院
4 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	687,100	280,000	総合病院土浦協同病院、(株)日立製作所日立総合病院のリニアックを更新
国庫補助事業(上記以外の事業)		15,964	7,986	
1 たばこ対策促進事業	1/2	454	227	薬局での禁煙支援相談の実施 たばこ対策推進員活動支援の運営会の開催
2 マンモグラフィ検診精度向上事業	1/2	15,510	7,769	マンモグラフィ検診の精度向上及び受診率向上のため、デジタルマンモグラフィCADを整備する。(医療法人竜仁会牛尾病院)
3 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	1,741	870	女性のがん対策について重点的に取り組むため、がん検診啓発のための講習会、展示会等を開催する。

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
県単独事業		147,154	0	
1 地域がん登録事業		12,239		登録担当嘱託職員人件費、届出票の提出のあった医療機関に対する謝金
2 がん臨床研究促進費		2,109		茨城がん学会の開催、がん臨床研究を行う医療機関に対する研究費の助成
3 がん対策推進費		1,017		茨城県総合がん対策推進会議開催等
4 がん検診精度管理対策事業費		18,874		生活習慣病検診管理指導協議会運営・検診従事者研修・がん検診追跡調査等事業
5 がん患者支援推進事業		698		がん体験者によるピアカウンセリングの実施
6 がん予防対策普及啓発事業		217		がん予防知識の普及啓発活動の展開に必要な能力を身につけたがん予防推進員を養成し、がん予防啓発活動の推進を図る
7 地域がんセンター運営費補助		97,000		県が指定した地域がんセンターに対する運営費補助
8 がん臨床疫学研究事業		15,000		集学的治療に関する研究等を筑波大学に委託
<b>栃木県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		72,792	36,992	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	922	475	
2 がん検診実施体制強化モデル事業費	10/10	1,167	1,167	がん検診の精度管理の向上に関するデータの作成・会議の開催等
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	70,703	35,350	医療従事者研修、がん相談支援、普及啓発、情報提供等
国庫補助事業(上記以外の事業)		2,130	1,064	
1 たばこ対策促進事業費	1/2	2,130	1,064	公共の場における禁煙分煙状況調査の実施、禁煙サポートーズの育成、禁煙に関する啓発
県単独事業		8,916	8,916	
1 がん対策推進体制整備事業		1,032	1,032	がん対策推進計画の実施状況や評価等を行う研修会等の開催
2 地域がん登録事業		6,446	6,446	がん登録に必要な設備等の補助等
3 がん検診従事者研修会・学術講演会		1,250	1,250	がん検診従事者の資質向上を目的とした研修会等の開催
4 緩和ケア研修事業		188	188	医師及び医療従事者を対象とした緩和ケア研修会の開催

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>群馬県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		100,057	49,429	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	1,470	735	
2 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	2,095	1,047	
3 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/3	4,731	1,577	
4 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	90,689	45,344	
5 がん対策推進特別事業費		1,072	726	
一般事業	1/2	1,072	726	
国庫補助事業(拠点病院等)		643,235	363,235	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	83,235	83,235	
2 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	560,000	280,000	
国庫補助事業(上記以外の事業)		1,345	845	
1 たばこ対策促進事業	1/2	1,345	845	
県単独事業		2,362,071	0	
1 地域がん登録事業		9,366	0	
2 がん検診等従事者講習		2,790	0	
3 未成年者たばこ対策モデル事業		30	0	
4 女性のがん対策推進		822	0	
5 葦原子線治療施設設置事業		2,349,063	0	

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>埼玉県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		30,392	14,298	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	1,996	997	県民公開講座及び県民フォーラムの開催、啓発グッズの配布、リーフレットの作成などである。
2 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/3	5,376	1,782	がんネットワークシステムを利用したテレビ会議の開催
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	23,020	11,508	厚生労働大臣の指定を受けたがん診療連携拠点病院の機能強化を支援する。
国庫補助事業(拠点病院等)		36,952	22,299	
1 がん診療連携拠点病院造隔画像診断支援事業費	1/2	16,726	8,363	バーチャルスライスシステム整備(埼玉医科大学国際医療センター)
2 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	12,600	6,300	MRI装置に接続する乳がん用マンモコイルの整備
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	7,636	7,636	がん診療連携拠点病院として果たすべき役割について、その機能強化に必要な経費の補助を行ふ。((独)埼玉病院)
国庫補助事業(上記以外の事業)		9,455	8,330	
1 専門分野(がん)における質の高い看護師育成事業	10/10	7,206	7,206	がん医療の専門的知識を持ち実践能力の高い看護師の育成強化を図るために臨床実務研修を実施
2 看護職員資質向上事業(在宅ホスピス事業)	1/2	2,249	1,124	在宅ホスピスの普及啓発として研修やフォーラムを実施する。
県単独事業		646,910	0	
1 がん対策推進協議会、生活習慣病検診等管理指導協議会の実施事業		388		がん対策推進協議会、生活習慣病検診等管理指導協議会の運営などである。
2 がん検診結果統一累計事業		1,603		市町村の実施した「がん検診結果」の集計、分析を行うもの。がん検診の質の向上等を目的とした会議において、市町村に情報提供している。
3 がん後診精度管理事業		3,598		乳、子宮、肺、筋及び大腸の各がん検診に携わる医療従事者に対するセミナーの開催。検診の質の向上を目的としている。
4 肝がん対策推進事業		720		「肝がんの抑制」を目的に、医療従事者等を対象としたセミナーの開催。肝炎・肝がんの啓発等を行うものである。
5 次世代のための禁煙対策支援事業		1,222		喫煙防止講習会、未成年喫煙防止プログラムの普及や受動喫煙防止対策を構じている施設への認証制度の実施

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
6 ヘルシー・フロンティア埼玉推進事業		2,626		喫煙防止と食生活改善事業等により生活習慣病を予防するためにフォーラムや会議の開催、民間事業者と普及啓発の共同事業の実施
7 県立がんセンター相談支援センター運営費		16,767		地域に開かれたがん診療支援の実施
8 県立がんセンター臨床腫瘍研究所運営費		257,849		「がんの生物学」に関する研究と教育の充実に努め、研究成果をがん医療と社会に還元する。
9 県立がんセンター医療機器等整備事業		338,742		
10 県立がんセンター施設整備事業費		23,395		がんセンターの建物設備の老朽化と耐震化に対応するために病院の建て替えを行い、医療機能の充実強化を図る。
千葉県				
国庫補助事業(都道府県)		153,556	76,716	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	2,000	1,000	効果的な普及啓発を図るため、関係団体とともに、県内のスポーツ施設において、乳がん検診受診を勧奨するピンクリボンキャンペーンを実施した。
2 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	1,449	724	マンモグラフィ検診を行う読影医師及び撮影技術を対象とした研修
3 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/3	363	121	がんTV会議システム
4 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	143,343	71,671	がん診療連携拠点病院において実施する事業に要する経費に対し補助金を交付する。
5 がん対策推進特別事業費		6,401	3,200	
在宅緩和ケアシステム構築モデル事業	1/2	3,000	1,500	全県的に具体的な在宅緩和ケア支援体制の整備を進めるため、2地域をモデル地域として選定し、地域における在宅緩和ケアシステムを構築(松戸市医師会、市川市医師会)
がん治療における口腔ケアの医療連携モデル事業	1/2	1,500	750	2次保健医療圏1ヶ所において、がん診療連携拠点病院と地区歯科医師会と連携して、モデル事業を実施した(県歯科医師会)
がん専門修練医育成事業	1/2	1,604	802	医師免許取得後4年以上の者を募集し、3年間で手術、化学療法、放射線療法、画像診断等に必要な高度先進的な知識、技術を習得する。
がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業	1/2	297	148	国の指針に基づく緩和ケア研修
国庫補助事業(拠点病院等)		658,149	350,454	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	45,413	22,706	バーチャルスライスシステム整備
2 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	9,975	4,987	乳がん用マンモコイルの整備
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	42,761	42,761	がん診療連携拠点病院が行う事業の補助
4 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	560,000	280,000	リニアック整備事業

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
国庫補助事業(上記以外の事業)		3,218	1,609	
1 禁煙指導者養成事業	1/2	290	145	喫煙に対する正確な知識の普及や禁煙希望者への適切な対応ができるよう講習会を実施した。
2 受動喫煙防止対策推進事業	1/2	1,180	590	施設の管理者等に対し、その達旨及び取組みにあたっての具体的な手法を周知することで、受動喫煙防止対策の推進を図った。
3 若年女性と子どものための禁煙啓発事業	1/2	1,748	874	子どもたちに早い時期からたばこの害についての理解を深めさせるため、小学校低学年等の児童等に対して喫煙の有害性の教育を行い将来喫煙者とならないよう指導した。
県単独事業		18,188	0	
1 がん対策推進計画を推進する事業		1,094		がん対策推進計画に基づき、がん対策審議会の下に部会を設置して、施策を総合的かつ計画的に展開するための検討を行うとともに、事業の進捗状況等を評価する
2 がん予防・早期発見を推進する事業		1,786		がん対策推進のため、がん予防展・がん講演会を開催し、県民への啓発、がん検診に携わる医療従事者等の質質向上のための研修、精密検査結果の累計を行う。
3 がん登録促進事業		9,710		がん登録促進のための事業
4 7スペトに関する県民等の健康不安対策事業		68		千葉県アベスト問題対策会議を設置し、その下に、健康対策部会を設け、県民の健康不安への対応について検討を行い、事業を推進する。
5 がん患者体験等によるピアカウンセラー養成事業		1,214		がん体験者等をピアサポートとして育成、またがん患者の遺族や家族によるボランティアの養成を行う。
6 在宅緩和ケアフォーラム開催事業		540		在宅での療養を希望する患者が適切な緩和ケアが受けられる社会づくりの実現に寄与するため、フォーラムを開催した。
7 在宅緩和ケア医療情報提供体制整備事業		1,000		在宅緩和ケアに従事する関係者及び患者や家族が緩和ケアに関する必要な情報が得られ、在宅緩和ケアに対する理解が深められるよう整備した。
8 禁煙推進県民フェア		800		県民のたばこ問題に関する意識の向上を図るために、禁煙推進県民フェアを開催
9 ネットワーク推進事業		1,976		保健所連絡調整会議
東京都				
国庫補助事業(都道府県)		267,340	125,866	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	10,729	4,402	乳がん検診の普及啓発事業の実施(ポスター・チラシ等の制作、都庁でのイベントの実施、ライトアップ、街頭キャンペーン、マンモグラフィ検診車の見学及び検診の重要性を伝え受診率向上につなげた)

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
2 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	9,494	3,311	マンモグラフィによる乳がん検診に従事する医師や診療放射線技師の映影・撮影能力等の向上と質の高い検診を実施するための人材育成を行うため、定員50名で2日間にわたる講習会を3回実施した。
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	159,331	79,682	がん診療連携拠点病院として果たすべき役割について、その機能強化に必要な経費の補助を行う。
4 がん対策推進特別事業費		87,786	38,491	
一般事業	1/2	87,786	38,491	<p>【がん検診受診促進事業】 がん検診受診率向上のためポスター・ポストカードの作成・掲出。がん検診支援サイトの制作。</p> <p>【がん検診精度管理評価事業】 がん検診精度管理評価を実施し、精度の高い検診実施に繋げる。</p> <p>【がん検診実感調査】 がん検診実感調査を実施し、都民が職域における受診促進に向けた体制を検証する。</p> <p>【東京都認定がん診療病院事業】 東京都認定がん診療病院を認定し、認定がん診療病院が果たすべき役割について、その機能強化に必要な経費の補助を行う。</p> <p>【がん患者療養支援モデル事業】 がん体験者等によるカウンセリングや情報提供等を行うモデル事業</p> <p>【がん登録支援事業】 がん登録データ収集体制等がん登録の推進についての検討会の設置</p>
国庫補助事業(拠点病院等)		335,510	175,244	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	15,225	7,612	がん診療連携拠点病院にパーテルスライドシステムを整備し、国立がんセンター等を中心とした遠隔画像診断支援ネットワークを構築する。 (補助対象施設) 都立駒込病院
2 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	25,305	12,652	MRI装置に接続する乳がん用マンモコイルの設備整備事業 (補助対象施設) 聖路加国際病院(総事業費 15,750,000円、交付決定額 7,875,000円) 青梅市立総合病院(総事業費 9,555,000円、交付決定額 4,777,000円)
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	14,980	14,980	がん診療連携拠点病院として果たすべき役割について、その機能強化に必要な経費の補助を行う。
4 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	280,000	140,000	(補助対象施設) 東京大学医学部附属病院 がんに係る放射線治療機器を整備する設備整備事業 (補助対象施設) 聖路加国際病院 280,000,350円

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
国庫補助事業(上記以外の事業)		39,404	21,012	
1 たばこ対策促進事業	1/2	14,482	5,830	<p>1 未成年者の喫煙防止対策の推進 ○たばこと健康に関する中学生向け普及啓発リーフレットを作成し、都内の全中学校(私立を含む)に生徒数分を配布した。また、未成年の喫煙防止ポスター作品を児童・生徒(小学4年生~高校生)から募集した。(以上を一括して委託により実施)</p> <p>2 受動喫煙防止対策の推進 ○飲食店の業界団体代表、学識経験者、区市町村・保健所職員から構成される検討会を設置し、飲食店の受動喫煙防止対策を推進するための方策を検討した。(年3回開催) ○都内の飲食店における受動喫煙防止対策に関する実態について調査を行った。(委託) ○飲食店向けのリーフレットを作成し、業界団体を通じて配布した。 ○飲食店や理容美容等の施設管理者、区市町村職員等を対象とした受動喫煙防止対策に関する研修会を実施した。(年2回開催)</p>
2 在宅緩和ケア支援センター事業	1/2	13,016	4,346	地域における在宅療養患者等に対する相談・支援、在宅緩和ケア等の普及啓発を行う拠点として、在宅緩和ケア支援センターを設置 ○委託事業(委託料 8,690,000円/所) ○規模 2箇所
3 緩和ケアに関する医療従事者研修	1/2	1,406	336	医師、看護師及び薬剤師等医療従事者を対象とし、緩和ケアを提供していく上で必要な理念並びに実践的な知識・技術習得のための研修事業 ○都医師会委託事業(委託料 1,406,344円) ○規模 年6回
4 がん診療施設設備整備事業	1/3	10,500	10,500	がん診療連携拠点病院及び公的病院に対し、良質ながん医療の提供のための施設整備及び設備整備に必要な経費の補助を行う。 (補助対象施設) 日本医科大学付属病院(X線透視診断装置)
累算独事業		287,485	0	
1 乳がん検診機器整備事業(H20年度新規事業)	1/2	50,000	—	区市町村及び職域等において実施するマンモグラフィによる乳がん検診を促進し受診率を向上させ、乳がん患者の早期発見、死亡率の減少に資するため、マンモグラフィ検診車による実施体制を整備するため検診車搭載型マンモグラフィ検診車1台の経費に対して50,000,000円の1/2を限度にて2台分補助した。
2 東京都がん対策推進協議会	—	164	—	東京都がん対策推進計画を踏まえた、都における総合的ながん対策事業の取組に向けた助言、意見等を伺う。(年1回)
3 緩和ケア人材育成事業	—	1,660	—	【緩和ケア医療従事者研修(初級編・ボランティア研修)】 緩和ケアに関する基本的理念・知識の普及、緩和ケアの実践例等を内容とする講演会(初級編:年2回、ボランティア:年1回)

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
4 放射線療法・化学療法等施設設備整備費 補助事業	1/3	138,300	—	<p>都内のがん診療連携拠点病院及び認定がん診療病院の開設者(ただし、開設者が国、国立病院機構、都及び東京都保健医療公社である場合を除く。)が行う次の整備事業に対し補助を行つ。</p> <p>【放射線治療機器整備事業(設備)】 がんに係る放射線治療用の直線加速装置(リニアック)の整備を行う設備整備事業(当該直線加速装置の整備に必要な治療室の改修を含む。) ○基準額 280,000,000円 ○補助額 93,333,000円(1施設)</p> <p>【外来化学療法室整備事業(施設・設備)】 ①施設整備 外来化学療法を実施するための治療室等の整備のための改修等を行う施設整備事業 ○基準額 184,400円×200㎡=36,880,000円 ○補助額 22,803,000円(3施設)</p> <p>②設備整備 外来化学療法室の専用機器等の整備を行う設備整備事業 ○基準額 13,120,000円 ○補助額 13,884,000円(6施設)</p> <p>【乳がん精密検査機器整備事業(設備)】 乳がん精密検査のため、MRI装置に装填する乳がん用マンモコイルの整備を行う設備整備事業 ○基準額 15,600,000円 ○補助額 8,280,000円(2施設)</p>
5 緩和ケア病棟施設設備整備費補助事業	1/3	2,254	—	民間病院等が行う緩和ケア病棟の整備事業に対して助成を行うことにより、緩和ケア病棟の整備を促進し、主として悪性腫瘍の患者及びその家族に対する身体的ケア及び精神的ケアの充実を図る。(補助対象施設)養育会病院
6 がん対策研究の推進	—	95,107	—	各種がんの早期診断法や病勢診断(治療効果測定)法の確立・実用化等を図り、都民医療の質を向上する。
<b>神奈川県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		112,085	56,028	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	112,085	56,028	
国庫補助事業(拠点病院等)		291,870	151,240	
1 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	1,260	630	神奈川県医師会分
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	10,610	10,610	横浜労災病院分
3 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	280,000	140,000	リニアック整備(横須賀共済病院分)
国庫補助事業(上記以外の事業)		448	224	
1 在宅緩和ケア推進事業費	1/2	448	224	

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
県単独事業		473,198	0	
1 禁煙サポート推進事業費		1,818		
2 公共的施設における禁煙条例(仮称)検討調査費		3,829		
3 健康増進対策事業費		3,500		
4 (財)かながわ健康財団がん対策事業費補助		9,116		
5 集団検診施設整備費補助		10,000		
6 検診管理指導費		859		
7 検診管理指導費補助		1,000		
8 がん診療連携拠点病院機能強化事業費(県単)		1,165		
9 悪性新生物等対策事業費		8,923		
10 がん対策推進事業費		2,734		
11 がんセンター総合調整関係事業費		65,237		
12 がんセンターの診療体制の充実		59,118		
13 がんセンター医療機器等整備事業費		238,865		
14 臨床研究所費		59,049		
15 がん臨床研究・情報機構運営費		6,135		
16 ターミナルケア地域連携推進事業費		950		
17 ターミナルケア推進事業費補助		900		

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>新潟県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		95,628	46,234	
1 がん検診実施体制強化モデル事業費	10/10	3,308	3,308	がん検診データベースシステム構築
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	88,509	40,387	がん診療連携拠点病院が行う事業に対して補助するもの うち、県立病院(がんセンター新潟病院、新発田病院、中央病院)
3 がん対策推進特別事業費		3,811	2,539	
一般事業	1/2	3,811	2,539	国が定めるプログラムに準拠した緩和ケア研修会の開催経費
国庫補助事業(拠点病院等)		39,952	34,486	
1 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	10,931	5,465	新潟大学医歯学総合病院
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	29,021	29,021	新潟大学医歯学総合病院14,600,000円、新潟労災病院14,421,000円
国庫補助事業(上記以外の事業)		24,438	10,468	
1 保健衛生施設等設備整備費(国庫補助金 (マンモグラフ・検診精度向上事業分))	1/2	12,600	6,300	(社)新潟県労働衛生医学協会が整備するマンモグラフィ機器に対して補助する。
2 保健事業費等国庫負担(補助)金 (たばこ対策緊急特別推進事業)	1/2	665	332	たばこ対策協議会開催等
3 在宅緩和ケア対策推進事業	1/2	673	336	
4 がん診療施設・設備整備事業	1/3	10,500	3,500	済生会新潟第二病院が整備する全身用麻酔装置に対して補助するもの
県単独事業		214,673	0	
1 がん登録事業		18,562	0	がん登録事業を県病院局、新潟県成人病予防協会へ委託して実施
2 がん予防総合センター設備整備		196,111	0	がん精密検査を行う、がん予防総合センターの機器整備 (県のがん診療連携拠点病院である、県立がんセンター新潟病院に隣接)

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>富山県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		67,500	33,750	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	5,500	2,750	大型ショッピングセンターでの乳がん検診普及啓発キャンペーンの実施等
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	62,000	31,000	がん診療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等
国庫補助事業(拠点病院等)		298,630	158,630	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	18,630	18,630	がん診療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等
2 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	280,000	140,000	富山県立中央病院のリニアック整備
国庫補助事業(上記以外の事業)		2,637	1,318	
1 たばこ対策推進事業費	1/2	1,495	747	出張禁煙講座の開催
2 医療連携体制推進整備事業費	1/2	1,142	571	がん患者在宅療養支援体制の整備
県単独事業		37,116	0	
1 がん検診推進事業費		20,521		市町村がん検診、中小企業がん検診の推進に対する補助金
2 がん対策普及啓発事業費		3,467		市町村がん対策推進員の活動支援
3 がん疫学調査事業費		10,128		がん患者疫学情報の収集・登録集計
4 富山型がん診療体制整備事業費		3,000		がん患者・家族の療養相談支援体制の整備、医師等の研修派遣に対する補助、診療情報管理担当者に対する研修等

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>石川県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		39,700	21,700	
1 がん検診実施体制強化モデル事業費	10/10	3,700	3,700	がん検診受診状況の把握、ホームページ等による情報提供
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	35,000	17,500	医療従事者研修会の開催、相談支援センターの運営、院内がん登録の推進等
3 がん対策推進特別事業費		1,000	500	
一般事業	1/2	1,000	500	がん緩和ケア研修会標準プログラムに基づく医師研修会の開催
国庫補助事業(拠点病院等)		33,809	33,809	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	33,809	33,809	医療従事者研修会の開催、相談支援センターの運営、院内がん登録の推進等
国庫補助事業(上記以外の事業)		9,423	4,711	
1 在宅緩和ケア支援センター事業	1/2	8,690	4,345	
2 在宅緩和ケア推進連絡協議会	1/2	733	366	
3 在宅緩和ケア研修事業	1/2	1,000	500	
県単独事業		11,152	0	
1 地域がん情報管理事業		6,540		県内に発生したがん患者に関する情報収集・解析の実施
2 がん対策推進事業		1,425		がん予防・早期発見の普及啓発活動、相談・健康教育の実施等
3 禁煙支援等普及事業		1,000		禁煙フォーラムの開催、禁煙支援実践検討会の開催
4 健康診査管理事業		2,187		生活習慣病検診等管理指導協議会の運営、生活習慣病検診従事者講習会の開催、健康診断結果の集計・解析等
<b>福井県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		40,826	21,707	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	173	86	がん検診啓発ビデオの作製、リーフレットの作成および講演会を開催し普及啓発
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	29,908	14,954	がん診療連携拠点病院の機能強化を目的とした事業に対し補助

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
3 がん対策推進特別事業費		10,745	6,667	受診者拡大事業、地元医師会との共動による受診率向上対策事業および出前検診の実施
一般事業	1/2	8,153	4,075	
特別事業	10/10	2,592	2,592	
国庫補助事業(拠点病院等)		529,589	277,594	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	25,800	25,600	がん診療連携拠点病院の機能強化を目的とした事業に対し補助
2 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	503,989	251,994	がんに係る放射線治療機器緊急整備を目的とした事業に対し補助
国庫補助事業(上記以外の事業)		13,064	8,479	
1 禁煙サポート事業	1/2	3,115	1,557	未成年者に対する喫煙を防止、たばこ対策推進会議を開催
2 メタボリック対策推進事業	1/2	5,045	2,552	適切な食生活の実践支援のため食事バランスガイドの普及啓発や適度な運動習慣定着のためのラジオ体操の普及等を実施
3 健康づくり推進協議会運営費	1/2	778	348	県民の健康づくり施策を総合的に検討し、がん予防等各分野で効果的に事業を実施
4 がん看護実践力向上研修事業	10/10	3,922	3,922	がん医療の高度化に伴うより専門性を有した看護師を育成するための研修を実施
5 緩和ケア研修事業	1/2	204	102	訪問看護師に対する緩和ケアの専門的な技術を習得させる研修を実施
県単独事業		1,005,044	0	
1 市町検診受診率アップ推進事業	—	9,381	0	市町が行うがん検診に対し、検診経費の一部を補助
2 がん医療センター整備事業	—	77,875	0	県立病院に診療科横断の「チーム医療」を導入するとともに、放射線療法や化学療法体制等を整備
3 陽子線がん治療施設整備事業	—	913,500	0	県立病院の敷地内に陽子線を活用したがん治療施設を整備(平成23年3月開始)
4 がん登録事業	—	2,219	0	がん委員会の指導と医療機関の協力により県がん登録を実施し、がん患者の動向を把握、分析
5 地域がん統計データ整備事業	—	208	0	県がん登録を推進し、がん患者の動向を把握、分析の上、統計データを作成
6 がん委員会運営費	—	1,247	0	専門的な見地からがん登録の分析、市町等の検診事業に対する助言・指導等
7 成人病検診従事者指導講習会事業	—	614	0	市町が行う検診に従事する医師・検査技師を対象に技術講習会を開催

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>山梨県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		28,193	14,096	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	27,908	13,954	山梨県立中央病院15,000千円、山梨厚生病院7,420千円 富士吉田市立病院5,488千円
2 がん対策推進特別事業費		285	142	
一般事業 がん患者ネットワーク事業	1/2	285	142	がんに関する相談支援・情報提供のあり方を検討するため、検討会を開催し、情報提供や相談支援体制の推進を図った。さらにがん検診受診率を向上するため子育て中の母親へ女性のがんに関するパンフレットを配布し強力に啓発した。
国庫補助事業(拠点病院等)		7,194	7,194	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	7,194	7,194	がん診療連携拠点病院の機能強化を目的とした事業に対し補助
国庫補助事業(上記以外の事業)		100,351	50,170	
1 在宅ホスピス地域連絡会議、在宅ホスピスケア普及事業、在宅ホスピスケア研修	1/2	953	472	各保健福祉事務所・支所において、在宅ホスピスケアの協力体制や医療等のあり方について協議するとともに、関係職や一般県民を対象とした研修会や講演会を行い、質質向上や啓発を図った。
2 在宅緩和ケア対策推進事業	1/2	242	120	「山梨県の在宅緩和ケアの現状」や「治療期から終末期にいたる切れ目のない在宅緩和ケアの仕組み～緩和ケア岡山モデル～」についての講演を通じて、医療従事者の資質の向上を図った。
3 肝炎サポートネットワーク事業	1/2	600	300	
4 健康増進事業	1/2	27,570	13,785	
5 ウィルス性肝炎緊急対策事業	1/2	70,718	35,359	
6 たばこ対策事業	1/2	268	134	

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>県単独事業</b>				
1 地域がん登録事業		3,502	0	
2 がん対策推進協議会		104	0	
3 齢集团検診追跡調査事業		3,150	0	
4 検査精度向上事業		2,625	0	
5 生活習慣病検診従事者講習会		3,675	0	
<b>長野県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		100,844	82,154	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	218	109	
2 がん検診実施体制強化モデル事業費	10/10	3,294	3,294	
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	95,830	78,000	
4 がん対策推進特別事業費		1,502	751	
一般事業	1/2	1,502	751	
国庫補助事業(拠点病院等)		937,004	317,055	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	32,800	16,400	
2 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	8,096	4,047	
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	20,108	20,108	
4 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	876,000	276,500	
県単独事業		1,423	0	
1 がん診療連携拠点病院機能評価事業		0	0	ゼロ予算事業
2 健康診査管理指導事業		1,423	0	

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>岐阜県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		33,428	16,713	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	693	346	乳がんに関する講演会を開催
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	32,735	16,367	6つの地域がん診療連携拠点病院に対する事業費補助
国庫補助事業(拠点病院等)		305,073	163,810	
1 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/2	1,493	746	システム構築費
	1/3	773	257	多地点テレビカンファレンスの開催等
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	22,807	22,807	都道府県がん診療連携拠点病院に対する事業費補助
3 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	280,000	140,000	放射線治療機器リニアック整備費
国庫補助事業(上記以外の事業)		28,663	9,614	
1 在宅緩和ケア対策推進事業	1/2	363	181	看護師を対象とした在宅緩和ケア研修会を2回開催
2 がん診療施設設備整備事業	1/3	28,300	9,433	がん診断治療機器の整備等
3 たばこ対策促進事業	1/2	690	345	禁煙知識の普及啓発
県単独事業		4,604	0	
1 がん対策推進事業		3,872		がん診療連携拠点病院支援委員会の開催、岐阜県がん登録、岐阜県がん対策推進協議会の開催等に資する事業、普及啓発等
2 がん検診従事者資質向上事業		204		子宮がん検診、肺がん検診従事者を対象に研修会を4回開催
3 健康増進事業運営費		528		がん検診精度管理のための乳がん部会、がん登録評価等部会の開催

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>静岡県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		108,691	62,395	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	8,014	4,007	女性のがん検診に関する普及啓発推進事業実施要綱に基づく事業
2 がん検診実施体制強化モデル事業費	10/10	1,042	1,592	がん検診実施体制強化モデル事業実施要綱に基づく事業
3 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	3,178	1,589	マンモグラフィ検診従事者研修事業実施要綱に基づく事業
4 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	83,814	41,807	がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づく事業 都道府県拠点20,000千円×1、地域9,000千円×6、地域拠点4,832千円×1、地域拠点4,782千円×1
5 がん対策推進特別事業費		12,843	13,400	
一般事業	1/2	6,800	3,400	がん検診に対する県民意識調査3,000千円、がん検診受診率向上キャンペーン2,300千円、 緩和ケア医師研修1,500千円
特別事業	10/10	6,043	10,000	相談支援体制整備促進4,500千円、多職種がん専門レジデンツ1,543千円
国庫補助事業(拠点病院等)		30,034	20,635	
1 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	19,730	11,635	乳がん用マンモコイル緊急整備事業実施要綱に基づく事業 県立静岡がんセンター3,760千円、順天堂静岡病院7,875千円
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	10,304	9,000	がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づく事業 浜松医科大学9,000千円
3 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	0	0	
国庫補助事業(上記以外の事業)		90,414	25,174	
1 在宅ホスピスケア看護師等研修	1/2	1,280	640	訪問介護推進事業実施要綱に基づく在宅ホスピスケアアドバイザー派遣事業900千円、在宅 ホスピスケア研修事業380千円
2 がん診療施設設備整備事業	1/3	89,134	24,534	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱におけるがん診療施設として必要な設備整備事業 順天堂静岡病院10,500千円、聖隸浜松病院10,000千円、聖隸三方原病院3,981千円

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
県単独事業		43,125	0	
1 がん検診従事者講習会		4,075	0	乳がんマンモグラフィ検診従事者養成事前講習会894千円、脳がん検診エックス線撮影従事者講習会655千円、子宮がん検診細胞診従事者講習会723千円、肺がん細胞診従事者講習会723千円、がん検診医師研修会884千円、肺がん検診エックス線撮影従事者講習会396千円
2 がん予防対策業務委託		25,352	0	出張ようす相談、患者・家族向け学習会、がん情報サービス、地域関係機関がん対策ネットワークの推進、陽子線治療に係る民間ローン利子補給、医療従事者研修、健康教育教材の開発、医療研究(静岡がん会議)
3 静岡県地域がん診療連携推進病院機能強化事業		11,914	0	がん診療連携拠点病院機能強化事業と同内容 4,500千円×1、4,188千円×1、1,390千円×1、1,361千円×1、420千円×1、55千円×1
4 がん相談支援センター機能強化事業		1,494	0	がん診療連携拠点病院機能強化事業のうち、がん相談支援センター業務を実施 933千円×1、304千円×1、257千円×1
5 がん予防対策活動事業		290	0	静岡県対がん協会への補助金

愛知県				
国庫補助事業(都道府県)		186,667	85,749	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	184,779	84,806	直接補助(1病院) 26,612千円、間接補助(11病院) 158,167千円
2 がん対策推進特別事業費		1,888	943	
一般事業	1/2	1,888	943	がん検診普及啓発街頭キャンペーンの実施、がん相談窓口リーフレットの作成
国庫補助事業(拠点病院等)		89,726	52,850	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	33,447	16,737	名古屋医療センター、名古屋第二赤十字病院
2 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/3	4,987	1,682	愛知県がんセンター中央病院 がん診療情報ネットワークのシステム構築と維持管理
3 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	24,675	7,875	名古屋市立大学
4 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	26,617	26,576	名古屋医療センター、名古屋大学附属病院
国庫補助事業(上記以外の事業)		7,424	6,324	
1 たばこ対策促進事業	1/2	2,200	1,100	たばこ対策推進会議・指導者養成講習会の開催・地域喫煙対策の推進

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
2 臨床研修費等補助事業	10/10	1,956	1,956	臨床研修指定病院として、臨床研修の円滑な運営を図る目的で、国から事業費の一部補助を受け、医師の初期臨床研修を実施
3 看護職員資質向上事業	10/10	3,268	3,268	専門分野(がん)における質の高い看護師を育成するため、都道府県連携拠点病院等において臨床実践能力を身につけるための看護実務研修を実施
県単独事業		4,178	0	
1 愛知県悪性新生物患者登録事業		3,906		悪性新生物患者の実態を把握する調査を実施し、悪性新生物の登録事業を推進
2 がん検診従事者講習会		272		各種のがん検診に從事する者の資質向上のための講習会を実施
三重県				

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
3 たばこ対策促進事業	1/2	796	391	「たばこの煙の無いお店」の取組の実施。 未成年者・女性を対象とした禁煙対策の取組の実施。
県単独事業		712	0	
1 マンモグラフィ検診従事者研修	県10/10	712	0	
滋賀県				
国庫補助事業(都道府県)		33,061	16,525	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	32,475	16,237	
2 がん対策推進特別事業費		586	288	
一般事業	1/2	586	288	
国庫補助事業(拠点病院等)		16,000	7,999	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	-1/2	16,000	7,999	
国庫補助事業(上記以外の事業)		1,500	749	
1 たばこ対策促進事業	1/2	1,500	749	たばこ対策推進体制整備(たばこ対策推進会議)、未成年喫煙防止(防煙)対策、非喫煙者の保護(分煙)対策、禁煙支援
県単独事業		7,466	0	
1 全がん登録管理運営事業		4,833		
2 生活習慣病予防戦略推進事業		840		
3 がん検診推進事業		1,793		
京都府				
国庫補助事業(都道府県)		108,836	60,851	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	3,020	1,510	ピンクリボン運動等と連携し、乳がん検診等の受診啓発 ・映画上映会、京都タワー・京都市役所・府庁をピンクにライトアップ、啓発行事(コンサート) 実施 乳がん検診を初めて受ける者に対する無料検診の実施 ・府内2カ所(北部・南部)で実施。自己検診習慣化のための健康教育を併せて実施

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
2 がん検診実施体制強化モデル事業費	10/10	4,043	4,043	がん検診に係る受診率、発見率等のデータを調査・分析・公表 ・府民アンケート、市町村・検診実施機関・医療保険者への調査実施
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	85,000	42,500	がん診療連携拠点病院の機能強化、地域医療機関等支援 ・地域医療従事者に対する研修実施 ・院内がん登録、相談支援体制の充実(備品整備等) ・国立がんセンター等の研修受講 ・患者会、患者サロンの設置 ・京都府がん診療連携協議会等情報交換会議の開催
4 がん対策推進特別事業費		16,773	12,798	
一般事業	1/2	7,949	3,974	がんに携わる医療従事者に対する緩和ケア研修(3回開催) モデル地域を指定し、在宅緩和ケア関係機関のネットワーク化を推進。 ・当該地域の中核病院を選定、かかりつけ医等との懇話会を実施
特別事業	10/10	8,824	8,824	拠点病院のない二次医療圏において拠点病院に準ずる医療機関を指定、相談・研修等を実施 ・京都府立医大・京大で構成する会議で、がん医療体制の構築等に関し協議。 ・がん診療連携拠点病院の支援のあり方等に関し協議
国庫補助事業(拠点病院等)		86,270	56,950	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	32,057	16,028	バーチャルスライドシステムを整備(2病院)
2 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	26,580	13,289	乳房撮影の精度向上のためのマンモコイルを整備(3病院)
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	27,633	27,633	がん診療連携拠点病院の機能強化、地域医療機関等支援 ・地域医療従事者に対する研修実施 ・院内がん登録、相談支援体制の充実(備品整備等) ・国立がんセンター等の研修受講 ・患者会、患者サロンの設置
国庫補助事業(上記以外の事業)		3,600	1,100	
1 健康づくり府民参加事業	1/2	3,600	1,100	たばこ対策等、がんに関係する生活習慣に対する啓発(たばこ対策以外の生活習慣病対策含む) ・たばこ対策講演会・防煙教室の実施、分煙状況調査

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
県単独事業		12,500	0	
1 がん認定看護師養成機関設立準備補助事業		1,000		認定看護師の養成機関を府内に設置するため検討・準備 ・府看護協会に準備委員会立ち上げ ・日本看護協会に教育機関の申請書を提出済み
2 がん登録事業		5,000		地域がん登録の実施
3 健診強化月間推進事業		5,500		特定健診、がん検診全般について強化月間を設定し、受診啓発 ・ショッピングセンター等での街頭啓発、フォーラム開催、リーフレット・ポスター配付
4 京都府検診受診率向上対策協議会		1,000		検診受診率向上委員会の設置、受診率向上、精度管理のための制度を確立 ・21年度の受診率向上のためのアクションプランを協議中
<b>大阪府</b>				
国庫補助事業(都道府県)		98,093	49,044	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	97,312	48,654	都道府県がん診療連携拠点病院1施設 地域がん診療連携拠点病院8施設
2 がん対策推進特別事業費		781	390	
一般事業	1/2	781	390	緩和ケア推進事業
国庫補助事業(拠点病院等)		181,301	107,387	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	21,235	10,616	
2 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/3	2,320	773	
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	34,251	34,251	地域がん診療連携拠点病院2施設
4 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	123,495	61,747	
国庫補助事業(上記以外の事業)		10,730	5,362	
1 肝炎肝がん緊急総合対策事業(国庫分)	1/2	2,232	1,115	保健所における無料肝炎検査に要する経費
2 がん対策推進事業(国庫分)	1/2	7,256	3,626	肝疾患検療体制整備事業
3 たばこ対策推進事業	1/2	1,242	621	

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
県単独事業		323,402	0	
1 がん対策推進事業		12,891	0	・がん対策推進計画策定経費、マンモグラフィ講習会負担金、ヘリカルOT検診閲覧事業 ・がん検診事業の効率化や受診率向上を図るための取組みに対し市町村へ補助 ・緩和ケア推進事業
2 肝炎肝がん緊急総合対策事業(単独分)		1,879	0	・大阪府肝炎肝がん対策委員会開催等の経費 ・肝炎ウイルス感染者に対する的確な保健指導及び肝炎に関する正しい情報提供を行うための担当職員向け研修会開催等
3 大阪がん予防検診センター事業運営費		276,076	0	(財)大阪がん予防検診センターの事業運営に伴う運営経費の補助
4 悪性新生物患者登録事業		25,748	0	がん対策推進に資する正確ながん発生状況を把握するため、医療機関からの届出の集計、解析作業及びがん登録事業の普及啓発事業
5 老人保健事業健康診査管理指導事業		6,808	0	府内の健康診査事業者円滑に進行するため、生活習慣病検診協議会を設置し、検診の評価、検診事業の指導、検診機関の精度管理、検診従事者に対する講習会開催
<b>兵庫県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		90,796	45,969	
1 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	1,946	973	
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	86,000	43,000	都道府県型18,500千円(1病院) 地域型7,500千円(9病院)
3 がん対策推進特別事業費		2,850	1,996	
一般事業	1/2	1,708	854	がん専門医等の育成事業
特別事業	10/10	1,142	1,142	がん検診受診率向上事業
国庫補助事業(拠点病院等)		35,329	32,333	
1 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	1,946	973	
2 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	4,047	2,024	1病院
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	29,336	29,336	3病院(@12,937千円+7,500千円+8,899千円)

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
国庫補助事業(上記以外の事業)		1,192,252	621,619	
1 肝炎対策事業	1/2	2,870	1,435	肝炎対策協賛金、肝疾患診療連携拠点病院運営費補助等
2 健康福祉事務所での肝炎ウイルス検査の実施	1/2	3,074	1,537	
3 医療機関での肝炎ウイルス検査の実施	1/2	12,987	6,493	
4 インターフェロン治療費公費助成	1/2	1,110,454	555,227	
5 たばこ対策促進事業	1/2	2,180	1,090	
6 がん専門分野における看護師育成事業	10/10	6,113	6,113	
7 在宅ターミナルケアネットワーク構築	1/2	9,701	4,861	
8 がんプロフェッショナル養成プラン	10/10	44,873	44,873	
県単独事業		41,469	41,469	
1 肝炎手帳の交付		945	945	
2 がん登録事業		7,876	7,876	
3 アスベスト精密検査、フォローアップ検査費用の助成		246	246	
4 ひょうご対がん戦略会議の運営		356	356	
5 接診事業の評価・指導		1,472	1,472	
6 がん接診車整備		30,574	30,574	
<b>奈良県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		61,081	30,545	
1 女性のがん検診啓発普及事業費	1/2	588	294	乳がん、子宮がん検診について、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診の受け方を普及啓発する。
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	60,493	30,251	うち直接補助分4,862千円、間接補助分25,389千円

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
国庫補助事業(拠点病院等)		31,930	15,964	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	15,960	7,980	
2 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	15,970	7,984	
国庫補助事業(上記以外の事業)		18,247	16,783	
1 石綿ばく露健康リスク調査事業	10/10	16,579	15,919	石綿ばく露の可能性のある県民への健康影響を把握するための健康調査を実施し、健康管理に資する。
2 健き盛り世代の健康づくり推進事業	1/2	1,668	834	
県単独事業		1,316	0	
1 がん予防普及啓発事業		202		がん征圧大会を開催し、がん予防の普及啓発を実施。
2 がん検診受診啓発事業		535		関係団体等と協力し、がん検診の普及啓発を実施。
3 生活習慣病検診等管理指導協議会開催運営		335		学識経験者等を委員とし、専門的な見地から検診方法の検討や指導、制度管理を行う。
4 症例検討会等の開催事業		165		各種検診実施担当医師、保健師等に講習会、フィルム読影実習、症例検討を行うことにより、検診制度の充実を図る。
5 アスベスト関連健康対策事業		79		石綿ばく露による健康影響を把握するため、検診や県民への啓発活動、石綿從事者への研修会を実施。
<b>和歌山県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		26,922	13,555	
1 女性のがん検診啓発普及事業費	1/2	126	50	
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	26,104	13,051	
3 がん対策推進特別事業費		692	454	
一般事業	1/2	692	454	
国庫補助事業(拠点病院等)		357,341	147,055	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	8,689	7,055	
2 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	348,652	140,000	

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
県単独事業		1,412	0	
がん検診推進事業		1,233		
がん検診従事者技能向上		92		
がん対策推進委員会		87		
<b>鳥取県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		33,125	16,561	
1 女性のがん検診啓発費等事業費	1/2	765	382	ピンクリボンフェスタ
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	31,645	15,822	県立中央 13,000 県立厚生 5,645 鳥取市立 13,000
3 がん対策推進特別事業費		715	357	
一般事業	1/2	715	357	緩和ケア研修
国庫補助事業(拠点病院等)		76,303	52,678	
1 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	47,250	23,625	県立中央・県立厚生・鳥取市立 各15,750
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	29,053	29,053	鳥取大学 20,059 米子医療 8,994
県単独事業		7,115	0	
1 成人病登録評価分析事業(地域がん登録)		1,776		
2 健康診査管理支援事業		5,339		
<b>島根県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		38,842	20,983	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	34,805	17,402	
2 がん対策推進特別事業費		4,037	3,581	
一般事業	1/2	910	454	
特別事業	10/10	3,127	3,127	

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
国庫補助事業(拠点病院等)		39,865	34,720	
1 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	10,290	5,145	
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	29,575	29,575	
国庫補助事業(上記以外の事業)		35,857	30,376	
1 看護職員資質向上推進事業	10/10	3,067	2,367	県:緩和ケア看護師研修(県看護協会委託)
2 在宅緩和ケア対策推進事業	1/2	682	336	県:緩和ケア医師研修
3 医療提供体制設備整備費補助金 (がん診療施設設備整備)	1/3	2,415	805	
4 がんプロフェッショナル養成プラン		29,693	26,868	
県単独事業		22,057	0	
1 生活習慣病検診管理指導協議会		644		検診の実施方法、精度管理についての検討協議会
2 生活習慣病検診従事者講習会		300		がん検診精度管理推進のための講習会実施
3 検診体制に関する実態調査事業		2,100		HPVに関する実態調査
4 がん予防のたばこ喫煙対策事業		318		チラシ作成等
5 がん啓発事業		1,748		団体でのがん予防対策検討会、普及啓発活動など
6 がん専門スタッフ育成事業		126		国立がんセンター派遣支援事業、県内がん専門スタッフ研修プログラム検討など
7 がん登録研修委託事業		9,129		がん登録の収集、集計、分析など
8 がん診療ネットワーク事業		214		県内がん診療連携拠点病院との連絡協議会
9 がん患者団体支援事業		3,749		意見交換会、研修会等
10 がん計画の策定・進行管理事業		3,016		がん対策推進協議会開催など
11 在宅療養への移行促進事業		713		在宅療養を行うために必要な環境、ケア調査

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>岡山県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		48,253	23,920	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	2,843	1,420	乳がん・子宮がん検診の受診を促進するための普及啓発事業
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	45,410	22,500	地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図り、質の高いがん医療の提供体制を推進
国庫補助事業(拠点病院等)		322,870	173,702	
1 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	1,586	293	マンモグラフィ検診従事者に対する専門研修
2 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	15,750	7,875	がん診療連携拠点病院がMRI装置に装填する乳がん用マンモコイルの整備
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	25,534	25,534	がん診療連携拠点病院が質の高いがん医療の提供体制を推進
4 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	280,000	140,000	がん診療連携拠点病院が高性能・先進的な放射線治療機器の整備を行う。
国庫補助事業(上記以外の事業)		74,761	61,705	
1 たばこ対策推進事業	1/2	2,042	1,020	禁煙・分煙の実施施設を増やし、地域でたばこ対策活動を推進する。
2 がん分野における質の高い看護師養成事業	(委託)	3,440	3,440	看護師を対象にがん専門分野臨床実務研修を実施する
3 大学改革推進等補助金 (がんプロフェッショナル養成プラン)	(上限あり)	68,979	56,945	質の高いがん専門医等を養成し、今後のがん医療を担う医療人の養成推進を図る。
4 がん専門薬剤師研修事業	(委託)	300	300	がん薬物療法に必要な高度な知識、技能を取得したがん専門薬剤師を養成する。
県単独事業		20,877	0	
1 がん対策推進事業		960	0	岡山県がん対策推進計画を策定する。
2 生活習慣病検診等管理指導協議会		952	0	生活習慣病の動向を把握し、検診の実施方法や精度管理のあり方を検討する。
3 生活習慣病登録・評価事業費		17,460	0	がん精密検診結果の分析及び地域がん登録事業を行う。
4 生活習慣病検診従事者指導講習会		1,505	0	がん検診従事する医師等を対象に専門的研修を行う。

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>広島県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		111,587	59,741	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	3,036	1,518	・ピンクリボンキャンペーン等民間とタイアップしての受診啓発活動を実施する。 ・啓発活動、乳がん検診キャラバンなどで使用する受診率向上啓発パンフレット、自己検診法DVDなどを作成する。
2 がん検診実施体制強化モデル事業費	10/10	1,995	1,995	がん検診精度の向上をめざすため、市町、職域、検診機関のがん検診データをデータベースに構築するとともに、データの検証、公表を行なう。
3 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	3,874	1,936	乳がん検診の乳房X線検査の読影医師及び撮影技術・医師に対して、さらに高度な知識・技術を修得する研修会を実施する。
4 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	84,000	42,000	がん診療連携拠点病院において、がん診療に従事する医師等に対する研修、がん患者・家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施する。
5 がん対策推進特別事業費		18,682	12,292	
一般事業	1/2	12,777	6,387	・がん診療連携拠点病院へのデイホスピスの開設や地域緩和ケアコーディネーターの配置等により、入院中及び在宅療養中のがん患者を支援する。 ・がん診療に携わるすべての医師を対象として、緩和ケアに関する基礎的知識を習得させるための研修会を実施する。
特別事業	10/10	5,905	5,905	・がん患者等の不安や悩みに対して、同じがん経験者の立場からアドバイスなどを行う、がん患者等が主体となった相談支援体制の構築を支援する。 ・がん登録事業を推進するため、新たに、がん登録に協力する医療機関に対して、がん登録業務を支援する要員を派遣し、実地指導を行うとともに、がん登録業務の進め方などについての研修会を開催する。
国庫補助事業(拠点病院等)		91,096	68,017	
1 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/3	14,443	4,814	国立がんセンターに導入されているがん診療情報ネットワークシステムに接続する。
2 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	26,897	13,447	地域がん拠点診療連携拠点病院3施設で施設整備を実施する。
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	49,756	49,756	がん診療連携拠点病院において、がん診療に従事する医師等に対する研修、がん患者・家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施する。(県がん診療連携拠点病院を含む国立系3施設分)
国庫補助事業(上記以外の事業)		379,756	237,980	
1 緩和ケア支援室運営事業	1/2	10,262	4,729	県内の緩和ケア推進の中核的拠点として、がん患者とその家族が痛みや不安などの症状を和らげながら、充実した日々を過ごせるよう、住み慣れた地域で、希望に応じて緩和ケアを受けることができる体制づくりを支援する。

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
2 肝炎対策事業	1/2	6,961	3,845	肝炎対策協議会、肝疾患診療支援ネットワーク体制の構築、肝疾患診療拠点病院の運営、県民への普及啓発、保健指導者の人材育成のための研修会の実施等、総合的な肝炎・肝がん対策を推進する。
3 肝炎ウイルス検査・治療費助成事業	1/2	308,596	189,728	早期発見・早期治療体制を充実させるために、保健所で実施している検査に加え、医療機関に委託し肝炎ウイルス検査を実施するとともに、インターフェロン療法の治療費の一部を助成することで、肝がんの予防を推進する。
4 がんプロフェッショナル養成プラン(広島大学分)		53,937	39,678	中国地方の3大学がコンソーシアムをつくりがん医療に携わる医師やコメディカルの育成を推進する。
県単独事業		163,086	0	
1 地域がん登録システム推進事業		19,970	0	効果的ながん対策事業の実施に資するため、県内の医療機関からがん患者の退院時情報を収集・解析し、がん患者の実態を把握する。
2 がん対策推進計画進行管理事業		2,540	0	広島県がん対策推進協議会において、計画に基づく、がん医療水準の向上や予防から緩和ケアに至る各種施策の進捗状況の評価と進行管理を実施する。
3 がん看護エキスパートナース育成事業		5,207	0	がん看護連携拠点病院へのがん認定看護師の育成・配置並びに、当該認定看護師を中心とした地域の医療機関等の看護師に対する専門研修を実施する。 ・乳がん検診未受診者を対象に、マンモグラフィ検診車による検診体験、自己検診法講習会を実施する。
4 乳がん総合対策プロジェクト事業		8,743	0	・がん情報ホームページを作成する。 ・検診から専門的治療、治療後のフォローアップまで各機能を担う医療施設の医療連携体制を構築する。
5 がん検診強化プロジェクト事業		2,189	0	がん検診の精度を向上させるため、検診機関の情報をインターネットで公開するとともに、指導を強化する。
6 がん検診受診率向上重点化事業		750	0	職域でのがん検診受診率向上対策に取り組むため、職域(民間企業等)のがん検診受診率等の実態を調査、把握する。
7 緩和ケア支援センター運営事業		46,163	0	県内の緩和ケア推進の中核的拠点として、がん患者とその家族が痛みや不安などの症状を和らげながら、充実した日々を過ごせるよう、住み慣れた地域で、希望に応じて緩和ケアを受けることができる体制づくりを支援する。
8 県立広島病院臨床腫瘍科運営事業		39,854	0	県内のがん診療の基幹病院として、高度で専門的な外来化学療法が提供できる体制を確保する。
9 県立広島病院高度医療事業(リニアック)		37,670	0	県内のがん診療の基幹病院として、高度で専門的な放射線治療が提供できる体制を確保する。

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>山口県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		74,827	37,704	
1 女性のがん検診啓発普及事業費	1/2	4,782	2,390	
2 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	1,000	500	
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	50,690	25,344	
4 がん対策推進特別事業費		18,355	9,470	
一般事業	1/2	18,355	9,470	大腸モデル、休日がん検診、緩和ケア研修、がん登録研修
国庫補助事業(拠点病院等)		27,389	25,551	
1 乳がん用マンモコイル緊急装備事業費	1/2	3,675	1,837	
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	23,714	23,714	
国庫補助事業(上記以外の事業)		234,087	134,764	
1 在宅緩和ケア推進事業	1/2	7,203	3,601	
2 たばこ対策	1/2	2,334	1,167	
3 肝炎・肝がん対策	1/2	97,555	59,700	肝炎・肝がん対策1,339千円、肝炎検査(保健所)1,012千円、緊急検査95,204千円
4 肝炎治療特別促進事業	1/2	126,995	70,296	
県単独事業		29,721	0	
1 がん診療連携推進病院		11,000		がん診療連携推進病院への助成
2 がん部会／従事者研修／評価委託		4,356		検診事業評価、研修等
3 がんサーベイランス事業		14,150		がん登録事業(山口大学に委託)
4 がん施策評価推進事業		215		山口県がん対策推進計画の進捗状況の評価

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>徳島県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		31,770	15,885	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	400	200	①患者会との協働による検診受診啓発②意識調査
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	24,170	12,085	都道府県がん診療連携拠点病院及び 地域がん診療連携拠点病院の各1
3 がん対策推進特別事業費		7,200	3,600	
一般事業	1/2	7,200	3,600	①緩和ケア研修②がん検診受診体制支援事業 ③がん検診受診率調査事業
国庫補助事業(拠点病院等)		25,379	17,514	
1 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	15,729	7,864	①乳がん用マンモコイルの整備
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	9,650	9,650	①がん医療従事者研修事業②院内がん登録促進事業③がん相談支援事業④普及啓発・情報提供事業
国庫補助事業(上記以外の事業)		160,000	130,000	
1 中国・四国広域がんプロ養成プログラム		160,000	130,000	中国・四国8大学の大学院が一つのコンソーシアムをつくり、各大学の特長を生かしながら大学の相互協力と拠点により、多職種のがん専門職養成のためのコースワークを整備し、これにがん診療連携拠点病院が連携することにより、広い地域にムラなくがん専門職を送り出すプログラムである。  補助金交付額の総額 130,000,000円 (内徳島大学21,349,000円) 自己負担額の総額 30,000,000円 (内徳島大学3,500,000円)
県単独事業		4,261	0	
1 生活習慣病管理指導等事業		4,261	0	①生活習慣病管理指導協議会各がん部会運営②地域がん登録事業

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>香川県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		25,592	12,331	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	17,320	4,500	医療従事者に対する研修、院内がん登録の促進、がん相談支援など地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図る
2 がん対策推進特別事業費		8,272	7,831	
一般事業	1/2	867	426	シンポジウム開催、スローガン公募等がん検診受診率向上のための普及啓発事業
特別事業	10/10	7,405	7,405	緩和ケア推進に向けた人材育成を図る がん検診受診率向上モデル事業
国庫補助事業(拠点病院等)		349,942	161,817	
1 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	15,750	7,875	乳がん用マンモコイルの整備の緊急支援を行うことで、MRI装置を用いて行われる精密検査の精度向上を図る
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	13,942	13,942	医療従事者に対する研修、院内がん登録の促進、がん相談支援など地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図る
3 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	320,250	140,000	19年度からの継続(リニアック)
国庫補助事業(上記以外の事業)		420	210	
1 たばこ対策	1/2	420	210	受動喫煙防止対策事業
県単独事業		12,130	0	
1 がん対策推進事業事務費		5,721	0	地域がん登録事業にかかる外部委託費及び事務費
2 がん対策推進事業給与費		6,409	0	がん検診精度管理事業及び協議会運営費
<b>愛媛県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		31,237	15,618	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	30,000	15,000	がん医療従事者研修事業、院内がん登録促進事業、がん相談支援事業、普及啓発・情報提供事業
2 がん対策推進特別事業費		1,237	618	
一般事業	1/2	1,237	618	緩和ケア普及推進事業 緩和ケア推進センターを設置し、緩和ケアに係る研修の企画・運営、緩和ケアに関する地域の医療機関への支援、緩和ケア研修会の実施。(県拠点病院の四国がんセンターに委託)

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
国庫補助事業(拠点病院等)		57,028	42,733	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	16,747	8,373	遠隔病理コンサルテーションを行うためのシステム導入経費。
2 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/3	2,966	988	がんがん協に加盟している施設とのがん診療ネットワークに広域インターネットを網を接続し、情報交換や症例の検討をおこなっているが、それらのシステムに係る保守料及び賃経費
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	37,315	33,372	がん医療従事者研修、院内がん登録推進事業、がん相談支援事業及び普及啓発・情報提供事業に係る人件費や物品購入費、その他の諸経費。
国庫補助事業(上記以外の事業)		16,933	10,874	
1 看護師専門分野育成強化推進事業 【専門分野における臨床実践能力の高い看護師の育成強化事業】	10/10	3,818	3,818	がんの分野における臨床実践能力の高い看護師の育成強化を図るために、実務研修を行う。
2 がん診療施設設備整備事業 【医療提供体制設備整備事業(医療提供体制推進事業費補助金)】	1/3	8,505	2,835	病院が行う病変組織の良性・悪性の診断や病気の進行度の病理検査に使用する自動染色装置の設備整備。
3 新人助産師及び新人看護師臨床実践能力向上推進事業	10/10	4,610	4,221	新人助産師及び新人看護師に対し、必要な姿勢及び態度並びに知識、技術について十分な指導体制及び研修プログラムに基づく研修を行い、また、新人助産師の実地指導者及び新人看護師の教育担当者に対し、卒後教育の考え方、方法論、教育研修指導としての実践等を系統的に研修させ、助産師及び看護師の品質向上及び医療安全の確保を図る。
県単独事業		1,479	0	
1 愛媛県がん対策推進協議会の設置及び運営		193		愛媛県がん対策推進計画を推進するための協議会を設置する。
2 生活習慣病予防推進事業		696	0	生活習慣病対策を推進するため、生活習慣病予防協議会を設置し、健康増進法に基づく健診普查及びがん検診の精度管理等を行うとともに、一次予防に重点を置いて生活習慣病対策について検討する。
3 地域がん登録推進事業		358	0	がん対策を効果的に促進するため、がんの発生状況や治療状況等を登録し、罹患率、受療状況、生存率等の集計及び解析を行う。
4 県民健康づくり運動推進事業		232	0	健康実現えひめ2010推進のため、食育・たばこ運動等をテーマに人材育成研修を実施する。
高知県				
国庫補助事業(都道府県)		26,185	13,162	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	17,423	8,729	高知医療センター、高知赤十字病院への補助
2 がん対策推進特別事業費		8,762	4,433	
一般事業	1/2	8,762	4,433	がん患者相談事業、緩和ケア推進事業、患者満足度アンケート、がん検診受診率向上モデル事業、がんフォーラム開催事業

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
国庫補助事業(拠点病院等)		29,900	29,900	高知大学分
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	29,900	29,900	がん診療に携わる医師等に対する研修費、院内がん登録促進費、がん相談支援のための人件費、広報及び公開講座開催費
国庫補助事業(上記以外の事業)		16,778	75,055	
1 医療連携体制推進事業	1/2	1,445	722	在宅緩和ケア推進連絡協議会、在宅緩和ケア従事者研修の委託
大学改革推進事業(平成20年度大学改革推進等補助金) 【がんプロフェッショナル養成プラン】	上限額あり	15,333	11,333	組織構造・WG開催・コース整備・eラーニング設備の導入・医師や看護師等の海外派遣FD研修・各種講演会等の開催
3 胃がん検診車整備事業	10/10	(全額繰越)	63,000	県内全ての市町村からがん検診を受託している(財)高知県総合保健協会が行う胃がん検診車の整備に補助し、受診環境の整備を行う。H20経済対策補正予算としてH21年2月に予算化され、3月に補助決定したため、2年事業としてH21に全額繰越して実施。
県単独事業		2,709	0	
1 がん対策推進協議会		429		がん対策推進計画の進捗管理・効果検証
2 がん登録評価事業		1,200		委託先:社団法人高知県医師会
3 健康診査管理指導協議会		513		がん検診事業の精度管理や受診率向上のための普及啓発の実施等を行っていくための協議会の開催
4 がん検診従事者指導講習会		150		がん検診従事者の講習会を実施
5 がん患者相談事業		417		がん相談センターごうらの光熱水費
福岡県				
国庫補助事業(都道府県)		49,506	25,385	
1 がん検診実施体制強化モデル事業費	10/10	1,551	1,551	がん検診精度管理に係るデータベースの構築等に係る経費の助成
2 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	2,100	911	マンモグラフィ検診従事者への研修に係る経費の助成
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	45,498	22,745	拠点病院が実施するがん医療従事者への研修、がん患者やその家族に対する相談支援、がんに関する各種情報収集等に対する助成
4 がん対策推進特別事業費		357	178	訪問薬局を中心とした在宅緩和ケアの支援体制の構築及び関係者に対する研修に係る経費の助成
一般事業	1/2	357	178	
特別事業	10/10			
国庫補助事業(拠点病院等)		567,334	260,797	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	43,445	21,722	バーチャルスライドシステム構築に係る経費の助成
2 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/3	23,801	7,933	がん診療施設情報ネットワークシステム構築に係る経費の助成

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
3 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	30,066	15,032	乳がん用マンモコイルの整備に係る経費の助成
4 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	76,122	76,110	拠点病院が実施するがん医療従事者への研修、がん患者やその家族に対する相談支援、がんに関する各種情報収集及び発信等の事業に係る助成
5 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	393,900	140,000	放射線治療機器(リニアック等)の整備に係る経費の助成
国庫補助事業(上記以外の事業)		139,736	134,884	
1 がんプロフェッショナル養成プラン 文部科学省(大学改革推進等補助金)		126,492	120,000	九州大学大学院医学研究院にて実施
2 在宅緩和ケア対策推進事業費(医政局) 事業主体:都道府県	1/2	2,671	1,335	終末期緩和ケアを在宅で支えるために必要な在宅医療推進の基盤整備を行うため、県下4保健所に地域在宅医療支援を設置
3 健康たばこ対策事業 ((財)地域社会振興財団 長寿社会づくりソフト事業費補助金)	1/2	787	393	たばこ知らずのヤングセミナー事業、禁煙推進サポート事業、健康たばこ対策推進会議の開催等
4 医療提供体制推進事業費補助金 がん診療施設設備整備事業(医政局)	(1/3)	9,785	13,156	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の整備に係る経費の助成(国庫1/3の間接補助)。決算額は見込み額である。
県単独事業		446,585	350,242	
1 がん対策推進事業 福岡県がん対策推進協議会の運営費		572		福岡県がん対策推進協議会の運営に係る経費
2 がん予防対策推進事業 福岡県地域婦人会連絡協議会事業費補助金		1,800		福岡県地域婦人会連絡協議会のがん予防思想の普及啓発活動等に係る経費の助成
3 成人疾患予防事業推進費 福岡県集団検診協議会事業費補助金		1,100		福岡県集団検診協議会の集団検診に対する研究指導、集団検診従事者の教育指導等の事業に係る助成
4 成人疾患予防事業推進費 乳がん検診精度管理委託		783		乳がん検診精度向上のための方策を検討するための委員会の開催、運営を委託
5 健康診査管理指導事業費 生活習慣病検診等従事者講習会開催委託		6,775		生活習慣病検診等従事者講習会の開催を委託
6 特定感染症検査等事業 肝炎ウイルス総合対策事業(肝炎対策推進室)	(国庫あり)	6,418	4,505	肝炎対策協議会の運営、肝炎検査受検体制の整備及び県民に対する肝炎ウイルスの正しい知識の普及啓発(国庫補助事業だが補助率の計算は煩雑)
7 感染症対策特別促進事業 慢性肝炎対策事業(肝炎対策推進)	(1/2)	429,437	345,736	ウイルス肝炎患者の医療費負担を軽減し、治療の受けやすい体制を整備する(国庫1/2事業だが、一部国庫補助対象外経費含まれる)。

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>佐賀県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		25,893	12,995	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	1,329	733	乳がん予防講演会の開催、街頭キャンペーンの実施。
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	20,112	10,055	がん医療提供体制の質の向上、がんに関する情報収集・提供等。(好生館+唐津日赤)
3 がん対策推進特別事業費		4,452	2,207	
一般事業	1/2	4,452	2,207	がん予防知識の普及啓発、がんの悩み相談、マスクによる普及啓発。
国庫補助事業(拠点病院等)		37,527	29,719	
1 がん診療連携拠点病院退院画像診断支援事業費	1/2	15,615	7,807	
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	21,912	21,912	がん医療提供体制の質の向上、がんに関する情報収集・提供等。(佐賀大学医学部附属病院+NHO豊野医療センター)
国庫補助事業(上記以外の事業)		6,053	5,419	
1 たばこ対策事業費	1/2	819	409	
2 専門分野(がん)における質の高い看護師育成事業	10/10	4,786	4,786	がんにおける質の高い看護師の育成に関する検討会の開催及び拠点病院における臨床実践研修の実施
3 在宅緩和ケア推進事業費	1/2	448	224	在宅医療に携わる地域の医師等の医療従事者に対する研修の実施
県単独事業		64,152	0	
1 がん検診車整備(胃がん検診車)	県単独	60,927	0	胃がん検診車の整備
2 生活習慣病情報解釈事業費	県単独	3,225	0	がん登録
<b>長崎県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		56,318	33,675	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	2,940	1,470	ピンクリボンファスター、県庁ライトアップ、ラッピングバス等
2 がん検診実施体制強化モデル事業費	10/10	4,501	4,501	市町が実施するがん検診データのデータベース作成

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち支付決定額(千円)	概要
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	38,320	18,000	拠点病院に対する補助金(がん医療従事者研修、院内がん登録、がん相談支援事業等)※国公立以外
4 がん対策推進特別事業費		10,557	9,704	
一般事業	1/2	1,703	851	緩和ケア医師研修事業
特別事業	10/10	8,854	8,853	がん診療連携拠点病院機能強化事業、テレビ研修事業
国庫補助事業(拠点病院等)		38,312	38,312	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	38,312	38,312	拠点病院に対する補助金※長崎大学病院、国立病院機構長崎医療センター
国庫補助事業(上記以外の事業)		4,817	2,338	
1 在宅緩和ケア対策推進事業	1/2	1,445	722	在宅緩和ケア医療従事者研修及びネットワーク構築
2 たばこ対策事業費	1/2	3,372	1,616	禁煙週間、ポスター・コンクール、禁煙・分煙調査、禁煙・分煙施設認定制度等
県単独事業		138,179	0	
1 がん認定看護師育成事業		700	0	がん認定看護師養成研修受講経費の助成
2 がん検診事業評価・精度管理事業		1,763	0	がん検診の精度・効果等についての評価、精度管理のための研修会(長崎県がん対策情報システム等)
3 がん対策部会・がん検診委員会		1,223	0	がん対策の総合的な検討会、各がん検診の検討会
4 がん登録推進事業		8,493	0	長崎県がん登録推進事業委託等
5 高機能多目的がん総合検診車		126,000	0	胃、肺、乳がん検診を総合的に実施可能な検診車の整備
<b>熊本県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		38,897	29,946	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	414	207	各がん検診の受診率を平成24年度までに50%とする目標に掲げ、若年層をターゲットとした普及啓発やメディア、イベント開催による普及啓発を行い、女性特有のがん検診普及を
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	15,903	7,950	県内の補助対象3病院に対する補助
3 がん対策推進特別事業費		23,580	21,789	
一般事業	1/2	3,580	1,789	在宅医療に係る連携体制を構築するため、病院及び診療所に在宅療養の充実に向けた啓発及び意見収集を行った。
特別事業	10/10	20,000	20,000	がん診療連携拠点病院間にITネットワークを構築し、ネットワークを利用して院内がん登録の推進、データ解析、地域がん登録に活用した。更に、地域連携バスの調査やがん診療従事者

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち支付決定額(千円)	概要
国庫補助事業(拠点病院等)		82,364	66,477	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	16,023	8,011	県内1病院に対する補助
2 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	15,750	7,875	県内1病院に対する補助
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	50,591	50,591	県内の独立行政法人3病院に対する補助
国庫補助事業(上記以外の事業)		4,738	2,366	
1 たばこ対策推進事業	1/2	1,599	799	学童・生徒・保護者及び関係者に対して、喫煙防止をはじめ子どもの頃から生涯を通じた健康づくりが主体的でできるよう健康教育・支援を行った。また関係者間の情報や課題等の共
2 訪問看護推進事業	1/2	3,139	1,557	在宅緩和ケアフォーラムの実施、訪問看護師の質の向上のための専門研修
県単独事業		11,907	0	
1 地域がん登録事業		7,181		がんの罹患・治療・生存等の状況を把握分析し、がん対策の効果的な推進を図る。
2 健康食生活の推進		3,808		「食事バランスガイド」などを活用して、食事量と栄養バランスを適正にする取組を推進する。
3 熊本県生活習慣病検診等管理指導部会・研修会		918		がん検診の精度管理・事業評価の検討及び関係者を対象とした研修会の開催
<b>大分県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		40,572	21,151	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	246	123	乳がんの普及啓発のため、ピンクリボン・フェスタを開催
2 がん検診実施体制強化モデル事業費	10/10	1,730	1,730	がん検診の精度管理を行うため、データベースを構築
3 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/2	16,596	8,298	診療情報等のネットワークの構築に対する助成
4 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	21,000	10,500	がん診療連携拠点病院に対する助成
5 がん対策推進特別事業費		1,000	500	
一般事業	1/2	1,000	500	緩和ケア研修会を開催した。
国庫補助事業(拠点病院等)		308,602	177,194	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	13,125	6,562	遠隔画像診断システムの整備に対する助成
2 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	10,290	5,145	乳がん用マンモコイルの整備に対する助成
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	45,787	45,787	がん診療連携拠点病院に対する助成
4 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	239,400	119,700	放射線治療機器の整備に対する助成

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
国庫補助事業(上記以外の事業)		11,397	10,890	
1 たばこ対策促進事業	1/2	1,013	506	禁煙支援従事者研修、パンフレットの作成等を行った。
2 がん看護における質の高い看護師育成事業費	10/10	3,921	3,921	がん看護に関する専門的な看護師の育成
3 大学改革推進等事業(がんプロフェッショナル養成プラン)	10/10	6,463	6,463	がん専門医養成のための博士課程の開始等を行った。
県単独事業		58,671	—	
1 がん対策推進協議会運営事業	県単	386	—	がん対策推進協議会の開催経費
2 胃がん検診車整備事業	県単	58,285	—	胃がん検診車の整備を行った。
吉崎県				
国庫補助事業(都道府県)		15,799	7,472	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	14,704	6,925	がん医療従事者研修事業、院内がん登録促進事業、がん相談支援事業、普及啓発・情報提供事業
2 がん対策推進特別事業費		1,095	547	
一般事業	1/2	1,095	547	がん検診に関する普及啓発及びがん診療連携拠点病院の院内がん登録の強化
国庫補助事業(拠点病院等)		40,653	33,355	
1 がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業費	1/2	14,595	7,297	パーティカルスライドシステムを導入し、国立がんセンター等と連携を行い、病理診断の精度向上および効率化を図った。
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	26,058	26,058	がん医療従事者研修事業、がん診療連携拠点病院ネットワーク事業、院内がん登録促進事業、がん相談支援事業、普及啓発・情報提供事業
国庫補助事業(上記以外の事業)		2,288	1,143	
1 在宅緩和ケア対策推進事業	1/2	841	420	在宅緩和ケア対策連絡協議会、緩和ケアに関する従事者研修
2 たばこ対策緊急特別促進事業	1/2	1,447	723	防煙事業、受動喫煙防止事業、たばこ対策検討会
県単独事業		3,467	0	
1 生活習慣病検診管理指導協議会		3,467		がん検診の精度管理のための医療機関登録等

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
鹿児島県				
国庫補助事業(都道府県)		27,932	13,768	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	1,542	771	鹿児島県ピンクリボン月間の周知広報及び乳がん予防の普及啓発
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	18,367	8,977	がん医療従事者研修事業、がん診療連携拠点病院ネットワーク事業、院内がん登録促進事業、がん相談支援事業、普及啓発・情報提供事業
3 がん対策推進特別事業費		8,023	4,010	
一般事業	1/2	8,023	4,010	がん医療・検診機能情報データバンク事業、がん検診均てん化研修会の実施、がん検診受診率50%推進事業、がん登録100%推進事業、がん予防普及啓発事業、がん検診追跡評価事業
国庫補助事業(拠点病院等)		338,692	193,757	
1 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	9,870	4,935	乳がん用マンモコイルの整備事業
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	48,822	48,822	がん医療従事者研修事業、がん診療連携拠点病院ネットワーク事業、院内がん登録促進事業、がん相談支援事業、普及啓発・情報提供事業
3 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	280,000	140,000	放射線治療機器の整備事業
国庫補助事業(上記以外の事業)		529,757	529,653	
1 たばこ対策促進教育事業	1/2	208	104	県薬剤師会に委託し、主に中学生を対象にたばこの健康への影響に関する知識についての教育を実施
2 専門分野(がん)における質の高い看護師育成事業	10/10	4,732	4,732	がん分野における質の高い看護師の育成を図るとともに、診療連携体制の充実強化を図る。
3 粒子線がん治療研究施設整備支援事業	予算の範囲内	524,000	524,000	(財)メディボリス医学研究財団が取り組んでいた「がん粒子線治療研究センター」の整備についての財政支援
4 ATL“O”推進事業	10/10	817	817	アンケート調査、パンフレット作成
県単独事業		4,404	4,404	
1 がん克服総合推進事業		3,383	3,383	がん登録の実施、がん対策協議会の開催、ATL対策推進事業 等
2 がんにおける地域医療連携体制モデル事業		1,021	1,021	がんに係る地域連携の構築を目指す

事業名	補助率	20決算額(千円)	うち交付決定額(千円)	概要
<b>沖縄県</b>				
国庫補助事業(都道府県)		17,423	8,310	
1 女性のがん検診啓発普及事業費	1/2	1,148	573	女性のがんに関する講演・シンポジウムの開催、広報等の啓発事業の予算
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	16,275	7,737	がん診療連携拠点病院において、がん医療従事者研修、緩和ケアの提供、相談支援等への補助を行い、がん医療の均てん化を推進する。
国庫補助事業(拠点病院等)		35,857	30,507	
1 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/2	6,195	6,859	国立がんセンターと全国の中核がん診療施設を通信回線で結ぶテレビ会議システムを構築する
2 乳がん用マンモコイル緊急整備事業費	1/2	13,965	6,982	乳がん用マンモコイル導入し、乳がん検診や外来においても早期発見、早期治療の推進を図る。
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	15,697	16,666	がん診療連携拠点病院が行う地域連携クリティカルパス作成、緩和ケア研修会、院内がん登録促進事業等を推進する。
国庫補助事業(上記以外の事業)		1,200	600	
1 たばこ対策促進事業(生活習慣病対策室)	1/2	1,200	600	未成年者の喫煙防止等に関する普及啓発、禁煙・分煙認定制度の推進等
県単独事業		1,622	0	
1 がん検診等管理事業費	—	708	0	生活習慣病健診管理協議会がん検診分科会の開催及び地域がん登録事業等の予算
2 県民健康づくり推進事業費(たばこ対策)	—	914	0	普及啓発講演会及び指導者研修会の実施等